

(素案)

明石市みどりの基本計画

2025(令和7)年度



2034(令和16)年度

市民みんなで
つないでいこう
あかしのみどり



目 次

第 1 章 計画の基本事項

1-1 計画の改定にあたって	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画のフレーム	5

第 2 章 みどりの状況と社会からの期待

2-1 明石市の概況	6
2-2 前回計画の成果と達成状況	8
2-3 みどりに関わる市民意識	11
2-4 社会からの期待とまちづくりの課題	15

第 3 章 みどりの将来像と計画目標

3-1 基本理念	18
3-2 基本方針	19
3-3 みどりの将来像(10年後)	20
3-4 計画目標	20

第 4 章 将来像実現に向けた取組

4-1 取組の体系	26
4-2 取組内容	27
基本方針 1 みどりで“住みたいまち”をつくる	27
(1) みどりの保全	27
(2) みどりの創出	34
(3) みどりの活用	40
基本方針 2 みどりで“人・生きもの・まち”を未来につなぐ	43
(1) 生物多様性の保全・回復	43
(2) 都市環境の保全	50
基本方針 3 みどりで“みんなのつながり”をはぐくむ	55
(1) まちへの愛着の醸成	55
(2) みどりの担い手の育成	57
4-3 重点的な取組	61
4-4 取組目標	65

第 5 章 計画の実現に向けて

5-1 推進体制と各主体の役割	67
5-2 進行管理	68

資料編

(1) 用語解説	71
(2) 改定の経緯	75
(3) 検討委員会 設置要綱・運営要領	76
(4) 検討委員会 構成員	78

第1章 計画の基本事項

1-1 計画の改定にあたって

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に定められた計画で、市が将来に向けて緑地を適切に守り、まちの緑化を円滑に進めていくために策定するものです。この「みどりの基本計画」には、以下の特徴があります。

みどりの基本計画の特徴

- ① 法律に基づく計画であること
- ② 市のあらゆるみどりに関する総合的な計画であること
- ③ 市が策定するオリジナリティあふれる計画であること
- ④ 計画の策定にあたって、市民の意見を反映することが求められていること
- ⑤ 関係者間の連携・協力を図るため、計画の内容は公表されること

(2) 計画改定の背景

本市では、1991年(平成3年)1月に「明石市緑の基本計画」の当初計画を策定、2011年(平成23年)3月に計画を改定し、これまで、本計画に基づき、さまざまな取組を実施してきました。

しかし、計画改定から14年間に本市を取り巻く状況や社会情勢等が大きく変化しました。また、関連法令が改正され、本市の上位・関連計画も改定されたことから、それらとの整合を図る必要が生じました。そこで、本計画を改定することとしました。



当初計画(1999年1月策定)



前回計画(2011年3月改定)

(3) 本計画における「みどり」とは

本計画が対象とする「みどり」は、樹林・樹木・草地といった植物のほか、ため池・河川・海岸といった水辺、田畑・果樹園といった農地、グラウンド・空き地といった裸地など、広い意味で自然的な環境がある空間を対象とし、さらに、これらの場所での人々の活動や生きものの生息・生育を含んだものとしています。



本計画における「みどり」のイメージ

(4) みどりの効果・効用

都市における「みどり」は、人々の豊かな生活を支える必要不可欠なものであり、以下に示すように、存在することで得られる効果のほか、利用することで得られる効用や、存在・利用することで波及する効用があります。

みどりの効果・効用

効果・効用	機能	内容
存在効果	 都市環境保全	・ ヒートアイランド現象の緩和や脱炭素社会の構築への寄与 ・ 大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風、防塵などの環境改善
	 生物多様性保全	・ 生きものの生息・生育環境、移動空間の確保 ・ 地域特有の自然環境の保全
	 防災	・ 災害時の避難地・避難経路・救援復旧活動拠点の確保 ・ 延焼防止への寄与 ・ 雨水の地下浸透による流出抑制・浸水軽減
	 景観形成	・ 都市の気候・歴史・風土を特徴づけ、四季の移ろいを感じる魅力ある生活環境の創出 ・ まちへの愛着意識の醸成
利用・波及による効用	 文化 レクリエーション	・ こどもの心身の健全な育成、自然体験、環境教育などの場の提供 ・ 食料生産の場の提供 ・ 健康増進、競技スポーツなどの場の提供 ・ 地域の活動を通じたコミュニティの形成やにぎわいへの寄与

1-2 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「あかし SDGs 推進計画(明石市第6次長期総合計画)」に基づいて策定します。

また、国のみどりに関わる政策等や、兵庫県の関連計画等に適合するとともに、「明石市都市計画マスタープラン」、「第3次明石市環境基本計画」、「明石市都市景観形成基本計画(改定)」などの上位・関連計画と整合する必要があります。



みどりの基本計画の位置づけ

(2) 上位計画

明石市みどりの基本計画は「あかし SDGs 推進計画(明石市第6次長期総合計画)」を上位計画とし、その個別計画として位置づけられ、この計画と密接に連携して進めていきます。あかし SDGs 推進計画では、以下の内容が示されています。

あかし SDGs 推進計画の概要

【計画期間】

2022 年度(令和 4 年度)
～2030 年度(令和 12 年度)

【2030 年のあるべき姿】

SDGs未来安心都市・明石
～いつまでも すべての人に
やさしいまちを みんなで～

【2030 年度の目標】

住みやすいと思う人の割合:100%



【まちづくりの方向性】

目指すまちの姿の実現に向けた、まちづくりにおける「経済」・「社会」・「環境」の三側面の方向性を定め、これらについて、一方を進めることにより、一方が悪化することがないように、総合的にバランスよく取り組むこと、さらに、相乗効果を生み出せるように取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めます。



出典) 明石市「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」(2022年(令和 4 年)3 月)

(3) 関連計画

本市では、前述のあかし SDGs 推進計画(p.3)を上位計画として、さまざまな個別計画を策定しています。その中で、特にみどりの基本計画と関連する計画としては、以下のものがあげられます。

① 明石市都市計画マスタープラン(2023 年(令和 5 年)3 月)

明石市都市計画マスタープランでは、以下の内容が示されています。

明石市都市計画マスタープランの概要

計画期間	2023 年度(令和 5 年度)から 2032 年度(令和 14 年度)
都市づくりの主要課題	・超高齢社会等の社会変化への対応 ・安全安心・防災対策 ・都市機能の維持・向上 ・地球環境への配慮 ・産業構造の変化への対応 ・地域の主体的なまちづくり ・インクルーシブ社会の実現 ・新しい生活様式・分散型社会への対応
都市づくりの視点	・“活力ある地域経済の確立”をめざす都市づくり ・“やさしい共生社会”をめざす都市づくり ・“安全・快適な暮らし”をめざす都市づくり
将来の都市像	やさしさ・豊かさ・活力が持続する 未来安心都市・明石

② 第3次明石市環境基本計画(2022 年(令和 4 年)4 月)

第3次明石市環境基本計画では、以下の内容が示されています。

第3次明石市環境基本計画の概要

計画期間	2022 年度(令和 4 年度)から 2030 年度(令和 12 年度)
計画の基本理念	・命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識します ・みんなで考え、ともに行動を変えていきます ・「明石らしさ」を、将来世代へ引き継ぎます ・環境に良い取り組みを通じ、社会・経済の発展につなげます
基本方針	・脱炭素社会の実現 ・循環型社会の実現 ・自然共生社会の実現 ・安全・安心社会の実現
めざす環境像	みんなでつくる人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし

③ 明石市都市景観形成基本計画(2010 年(平成 22 年)11 月)

明石市都市景観形成基本計画(改訂)では、以下の内容が示されています。

明石市都市景観形成基本計画(改訂)の概要

景観まちづくりの理念	個性豊かで美しい都市景観を、守り、育て、創る景観形成
景観まちづくりの目標	・自然にやさしい景観形成 ・歴史をつなぐ景観形成 ・市街地がうるおう景観形成 ・生活に溶け込む景観形成
景観まちづくりの推進方策	・行政による先導的取り組み ・都市景観条例に基づく景観行政の推進 ・三者※協働による取り組み

※三者：市民・事業者・行政(市)

④ 生物多様性あかし戦略(2011 年(平成 23 年)3 月)

生物多様性あかし戦略では、以下の内容が示されています。

生物多様性あかし戦略の概要

対象期間	最終目標(目指す姿):50 年(初期目標:3~5 年、中期目標:5~15 年)
基本理念	自然と人が共存するまち“あかし”を未来の子どもたちに
目標(将来の姿)	- いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし” ～水と緑でつなぐ命のネットワークづくり～
基本方針	・まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます ・まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます ・生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます ・学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます

(4) 関連法令

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に定められた計画であり、特に都市公園法とも関連の深い計画です。これらの関連法令の改正の経緯は以下のとおりです。



関連法令の改正等のポイント

1-3 計画のフレーム

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)とします。
ただし、社会情勢の変化への対応や、計画の運用状況の確認等を行うため、中間年にあたる 2029 年度(令和 11 年度)に、計画の見直しを行います。

計画期間

計画期間	2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)(10 年間)
中間見直し	2029 年度(令和 11 年度)

(2) 計画対象区域

本市は、市全域が都市計画区域であるため、本計画の対象区域は市全域とします。

計画対象区域

計画対象区域	明石市都市計画区域(市全域 49.41 km ²)
--------	---------------------------------------

注1) 都市緑地法におけるみどりの基本計画の対象区域は、都市計画区域とされている。

(3) 人口の見通し

本市の人口は、前回計画の策定時点(2011 年(平成 23 年)3 月 1 日)で 291,250 人でしたが、子育て世代などの人口増加により、現在では 306,091 人となっています。
ただ、日本の人口は減少局面に入っており、本市においても将来的な人口減少は避けられない状況にあります。そこで、「あかしSDGs推進計画」(明石市第6次長期総合計画)においては、長期的にも人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしつつ、人口構造の安定化を図ることで、2030 年度の目標人口を 30 万人としています。

人口の見通し

現在の人口	306,091 人 (2024 年(令和 6 年)4 月 1 日現在)
人口見通し	30 万人 (2030 年度(令和 12 年度)の目標人口)

注1) 人口見通しは、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)による。

第2章 みどりの状況と社会からの期待

2-1 明石市の概況

(1) 立地状況

本市は、明石海峡と淡路島が目前に広がる兵庫県南部の中央に位置し、東経 135 度の日本標準時子午線が通過していることから、「子午線のまち」、「時のまち」として全国に広く知られています。

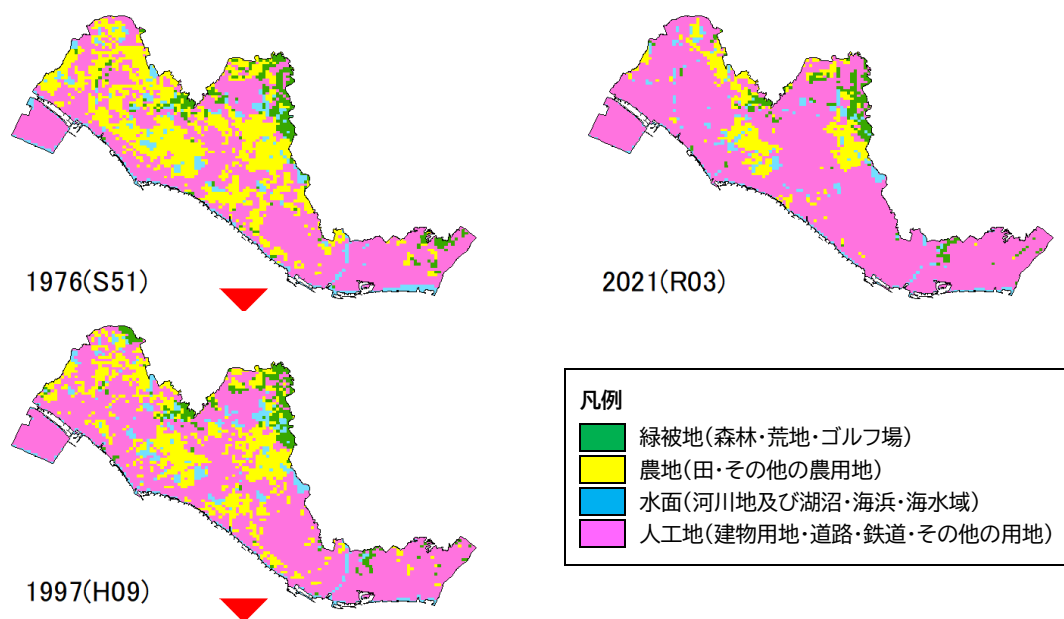
本市の東部及び北部は神戸市(垂水区、西区)に、西部は加古川市、稲美町、播磨町に接しており、神戸市からは 20km 圏域、大阪市からは 50km 圏域に位置しています。



明石市位置図

(2) 土地利用

本市の土地利用の変遷をみると、1976 年度(昭和 51 年度)の時点では市内の中西部一帯に農地が広がっていましたが、年を経るごとに減少し、現在は大久保北部及び魚住一帯に点在している状況です。一方、人工地は増加しており、現在の本市は、市域の大部分が人工地として利用されています。

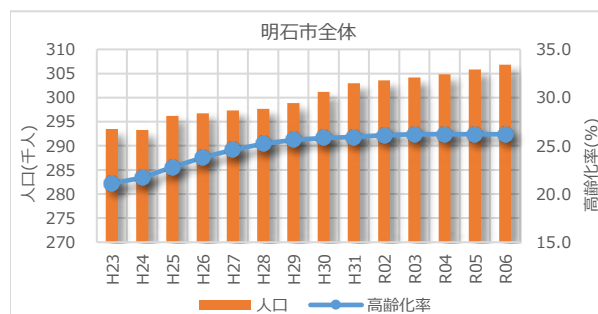


土地利用の変遷

注1) データの作成年度により、土地利用種別の項目は異なるが、ここでは 4 区分に統合して整理している。
出典) 国土交通省「国土数値情報(土地利用細分メッシュデータ)」

(3) 人口

本市全体の人口は前回計画の策定(2011 年(平成 23 年))以降、増加傾向にあり、2024 年(令和 6 年)4 月 1 日現在で 306,091 人となっています。また、高齢化率も増加傾向にありましたが、直近5年間ではおおむね 26.2%で推移しています。

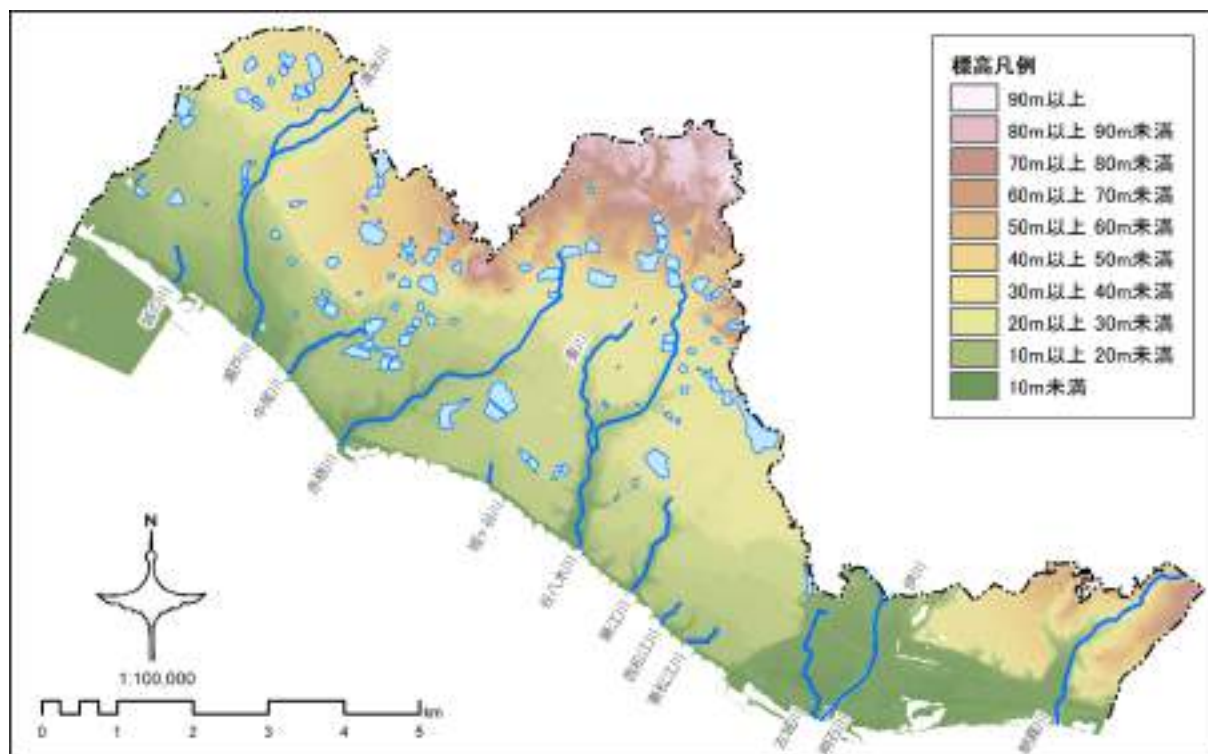


本市の人口及び高齢化率の推移

(4) 地勢

本市の面積は49.41 km²、周囲は60.9kmです。最長距離は、東西15.6km(海岸線は15.9km)、南北9.4kmであり、瀬戸内海に面した東西に細長い市域を形成しています。

また、本市は、播磨平野の東部に位置し、周辺は印南台地と呼ばれる河岸段丘となっており、市域の最高地が標高94.6m(大久保町松陰)と、比較的平坦な地形となっています。また、市域の東西にわたって、ほぼ等間隔で河川が流下し、市域の中西部を中心に約100箇所のため池が立地しています。

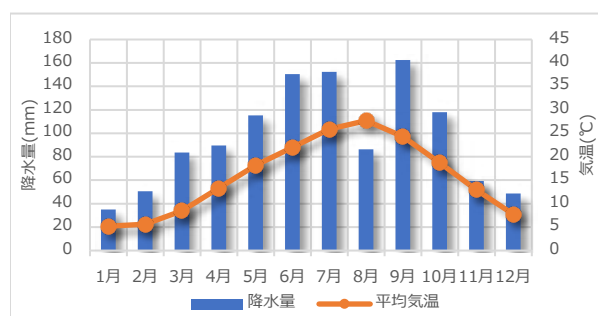


明石市地形図

出典) 国土地理院「基盤地図情報(数値標高モデル)」、国土交通省「国土数値情報 河川データ」(2009 年度(平成 21 年度))及び農業振興課「ため池台帳」等を基に作成。

(5) 気候

本市は、年平均気温 15.9℃、年間降水量 1,156.6 mm、年間日照時間 2,160.3 時間(いずれもアメダスデータ、1992 年(平成 4 年)～2020 年(令和 2 年)の平年値)と、全国的にみて比較的温暖で雨が少なく、日照時間が長い地域です。



本市の降水量と平均気温

出典) 気象庁「過去の気象データ検索」明石における平年値(統計期間:1992 年(平成 4 年)～2020 年(令和 2 年))

2-2 前回計画の成果と達成状況

前回計画(2011年(平成23年)年策定)で定めた目標水準に対する進捗状況を整理しました。

(1) 目標水準と達成状況

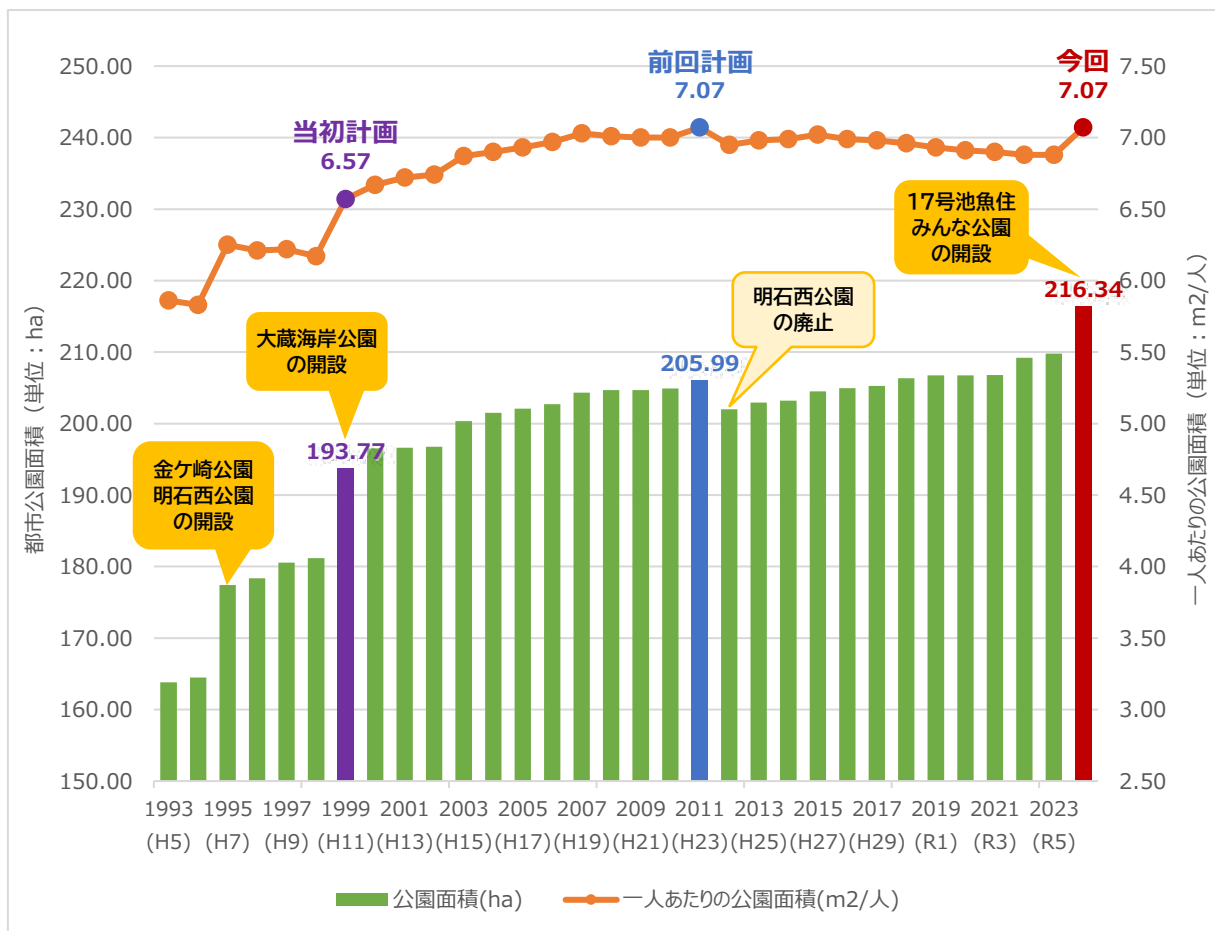
① 都市公園の目標水準と達成状況

前回計画における「都市公園の目標水準」として 217.50ha(7.50 m²/人)を、将来目標として 10.00 m²/人を掲げていましたが、現状は、216.34ha(7.07 m²/人)となっています。都市公園の面積については、増加しているものの、人口が計画目標人口の 29 万人を上回る水準で推移したため、目標の達成には至りませんでした。しかしながら、人口の増加によって、まちの賑わいの創出につながりました。

都市公園(一人あたりの都市公園面積)の目標水準と達成状況

前回計画			現状値
2011(H23)年度末	2020(R2)年度目標	将来目標	2024(R6)年4月1日現在
205.99ha (7.07 m ² /人)	217.50ha (7.50 m ² /人)	— (10.00 m ² /人)	216.34ha (7.07 m ² /人)

注1) 上段:都市公園面積。下段:一人あたりの都市公園面積。



② 緑化(緑被)の目標水準と達成状況

2019 年度(令和元年度)の緑の現況調査では、樹林地の割合は 10.3%と、樹木が生育したことなどにより、「現状値以上」の目標を達成することができました。一方で、緑被(樹林地+草地+田畑)及び緑被+水面(樹林地+草地+田畑+河川・水路+ため池)は、住宅需要の高まりによる開発などで草地や田畑が減少したことから、目標の達成には至りませんでした。

緑化(緑被)の目標水準と達成状況

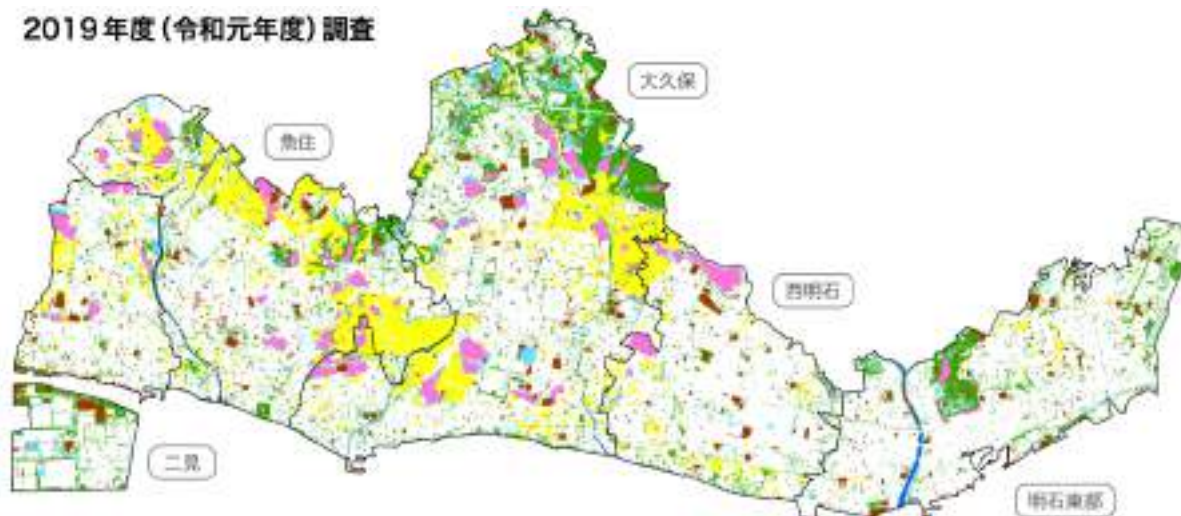
項目	前回計画			現状値 2019(R1)年度 時点
	2009(H21)年度 時点		2020(R2)年度 目標	
樹林地	7.5%	▶	現状値以上	15%以上
緑被	27.9%		現状値以上	40%以上
緑被+水面	32.1%		現状値以上	45%以上
				29.5%

注1) 表中の数値は市域面積に対する割合を示す。

注2) ここでは緑の現況調査に基づき、緑被は樹林地+草地+田畑、水面は河川・水路+ため池としている。



2019 年度(令和元年度) 調査



(2) 施策プログラムの達成状況

前回計画の施策プログラムの全体的な達成率は 83.3%であり、全体的な評価としては、「計画は未達であるものの、一定の進捗があった」と考えます。

なお、「地球温暖化の防止」及び「まちの活性化・郷土愛の醸成」の取組の達成率は 70%台にとどまり、依然として市の「弱み」であると考えられます。

前回計画の施策プログラムの達成状況

緑の効果・効用	具体的取組の方向性		施策数	達成率
都市環境保全	A	地球温暖化の防止	12	71.7%
	B	生物多様性の保全	17	81.7%
防災	C	避難安全性の確保	6	86.8%
	D	浸水被害の軽減	9	88.3%
景観形成	E	まちの活性化・郷土愛の醸成	21	71.7%
文化・レクリエーション	F	生き生きと過ごすための場づくり	16	93.3%
	G	次世代の育成の場づくり	16	96.7%
	H	地域活動の場づくり	16	88.3%
合計			113	83.3%

前回計画の施策プログラム体系(概要)

課題	緑の効果・効用	具体的取組	主な個別施策
明石市の緑に関わるまちづくりの課題解決	都市環境保全	温暖化の防止	- 人口密度が高い地域における、クールスポット(屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・民有地緑化・工場緑化等)の創出 - 親水公園の整備等によるため池の保全 - 海岸線や主要道路の環境整備による連続性のある水と緑のネットワークの構築(街路樹の整備・更新) - 河川及びその周辺における風の通り抜けに配慮した整備(水路の開渠化、河川敷植栽等)の推進 - 大気浄化能力の高い樹木による緑化の推進 - 人口密度の高い地域における緑化地域等の指定 - 市街化区域内の農地の保全のための生産緑地制度の導入や市民農園の開設促進 - 市街化調整区域内の農業振興地域・農用地区域の継続的保全
		生物多様性の保全	- 水と緑のネットワーク構築のための街路樹の整備・更新 - 一定規模以上の面積を有するため池の保全(親水公園整備等)、樹林地の継続的保全(都市公園・保安林・地域森林計画対象民有林等)、市街化調整区域内の農地(農業振興地域・農用地区域)の継続的保全、市街化区域内等の農地における生産緑地制度の導入や市民農園の開設促進等による保全、砂浜・砂利等の適切な継続的管理 - 河川・水路の適切な継続的管理 - 外来種の排除と地域性種苗の利用促進 - 生物多様性に配慮した植栽マニュアルの作成
	防災	避難安全性の確保	- 地域防災公園・その他の都市公園における緑化推進 - 街路樹の保全・更新・整備の推進 - 災害時の一時避難地となる公園の拡充整備と既存公園等における防災東屋やかまどベンチ等の防災ファニチャーの整備の促進 - カン類やシイ類等の防火性の高い樹木による緑化の推進 - 人口集中地区(DID)内の農地の保全(生産緑地制度の導入、市民農園の開設促進等)
		浸水被害の軽減	- 浸水想定区域に位置する都市公園における雨水一時貯留施設の整備、ため池の親水公園化等による保全・活用と雨水一時貯留施設として整備 - 公園リニューアルに合わせた透水性舗装・浸透側溝等の整備の推進 - 氾濫河川の upstream の農地や森林の継続的保全(農業振興地域・農用地区域・地域森林計画対象民有林、保安林等) - 浸水想定区域に位置する農地の保全(生産緑地制度の導入、市民農園の開設促進等)
	景観形成	まちの活性化・郷土愛の醸成	「明石海峡大橋の見える公園」における眺望拠点整備の推進 - 播磨サイクリングロードや浜の散歩道、海岸線の道路を活用した自転車道づくり、西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散策道づくり - 街路樹の保全・更新・整備の推進、道路整備に伴う残置のポケットパーク化 - 史跡名勝天然記念物等の文化財や、わかまちあかし十景・景観50選及び、人々が愛着を抱いている地域のシンボル等をはじめとした地域資源の保全・活用 - 駅前・商店街等における緑化推進(緑化重点地区の導入検討)、緑地協定締結の促進、オープンガーデンの他地域への展開 - キンモクセイ等の明石らしさを感じられる樹木の活用、樹木の自然樹形に配慮した街路樹等の維持管理 - 生垣による緑化やその剪定、保護樹木の制度の拡充・助成の実施及び、地域のシンボル樹の指定等による地域活性化策の推進 - 樹木及び剪定枝等のリサイクル(移植・堆肥化・チップ化・樹名板の作成等)による地域活性化策の推進
		生き生きと過ごすための場づくり	- 徒歩圏における運動の場(都市公園等)の整備と、地域のスポーツ・レクリエーション、健康推進の場としての活用 - 公園施設長寿命化計画に基づく公園リニューアルの実施 - 市民農園の開設促進 - 西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散策道づくり、播磨サイクリングロードや浜の散歩道、海岸線の道路を活用した自転車道づくり、散策道・自転車道沿いの公園や地域資源等を活用した休憩ポイントづくり、堤防上の道路等の活用による水辺の散策道づくり - 心の安らぎや癒しを得るための緑化推進及び、市民の健康づくりに貢献する公園の整備、 - 乳幼児・高齢者・障害者等の多様な利用者に配慮したバリアフリー等の推進
		次世代の育成の場づくり	- 食育・環境体験学習・スポーツ・レクリエーションの場づくりの推進 - 学校園庭の芝生化の推進 - 耕作放棄地・遊休農地を含む農地における市民農園の開設促進、市街化調整区域内の農地や森林の継続的保全(農業振興地域・農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林等)、市街化区域内の農地の保全(生産緑地制度の導入、市民農園の開設促進等) - ため池の保全・活用 - コーディネーターや緑化ボランティア団体等の人材育成とその配置や緑地保全・緑化推進に関する情報発信(花と緑の学習園の機能充実)
		地域活動の場づくり	- アダプトプログラム(駅前・道路・公園等)の場の確保・結成促進 - イベント等の地域活動の拠点確保と地域活動の場の拡充 - 公園愛護会の活動の場の確保と地域活動の活性化 - 駅前・商店街等における緑化推進(緑化重点地区の導入検討)と地域活動の場の拡充 - 市民花壇・菊花展覧会・ひょうごまちなみガーデンショー等の発展と地域活動の場の拡充 - 公園愛護会の新規結成と情報共有・情報発信等による活動の拡充・連携 - オープンガーデンの他地域への展開 - コーディネーターや緑化ボランティア団体等の人材育成とその配置や緑地保全・緑化推進に関する情報発信(花と緑の学習園の機能充実)

2-3 みどりに関わる市民意識

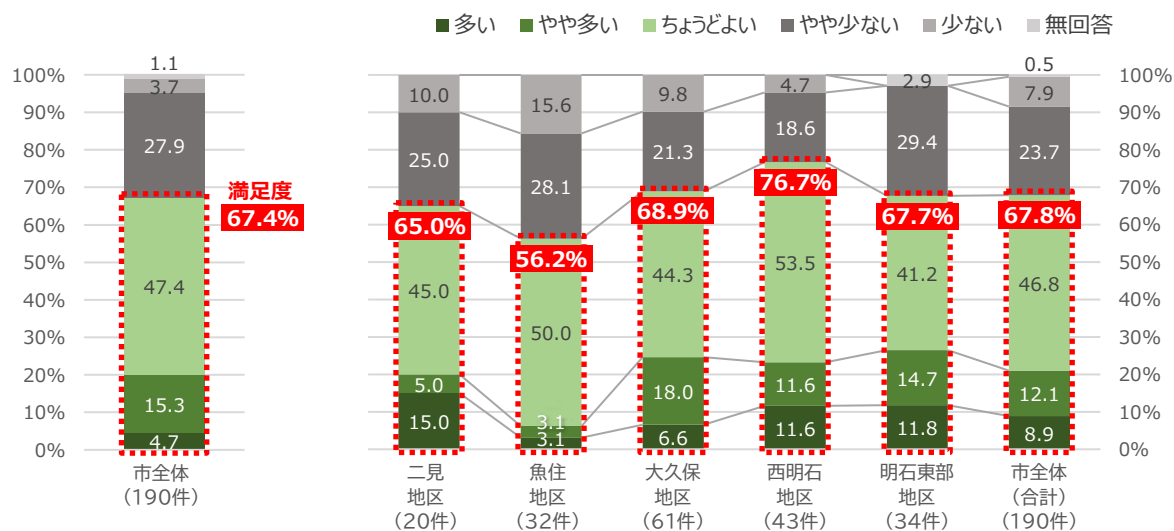
(1) アンケート

本計画の改定にあたり、2021 年(令和 3 年)6 月に、公園で清掃や除草などをお願いしている公園愛護会(自治会や高齢クラブといった地域団体に結成)を対象に、アンケート調査を実施し 190 件の回答をいただきました。

① みどりの状況(量・質)について

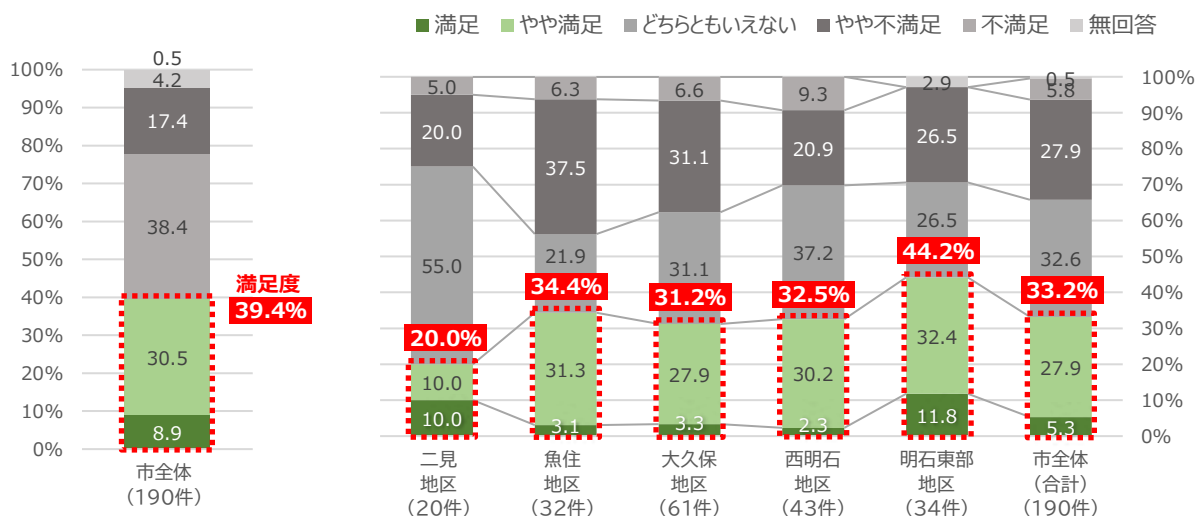
「みどりの量」について、「多い・やや多い・ちょうどよい」を満足度として整理すると、市全体の緑の量の満足度は 67.4%でした。なお、身近なみどりの量については、魚住地区の満足度が 56.2%と比較的低い状況でした。

また、「みどりの質」について、「満足・やや満足」を満足度として整理すると、市全体のみどりの質の満足度は 39.4%でした。なお、身近なみどりの質については、二見地区の満足度が 20.0%と比較的低い状況でした。



市全体のみどりの量の認識

地区別のみどりの量の認識

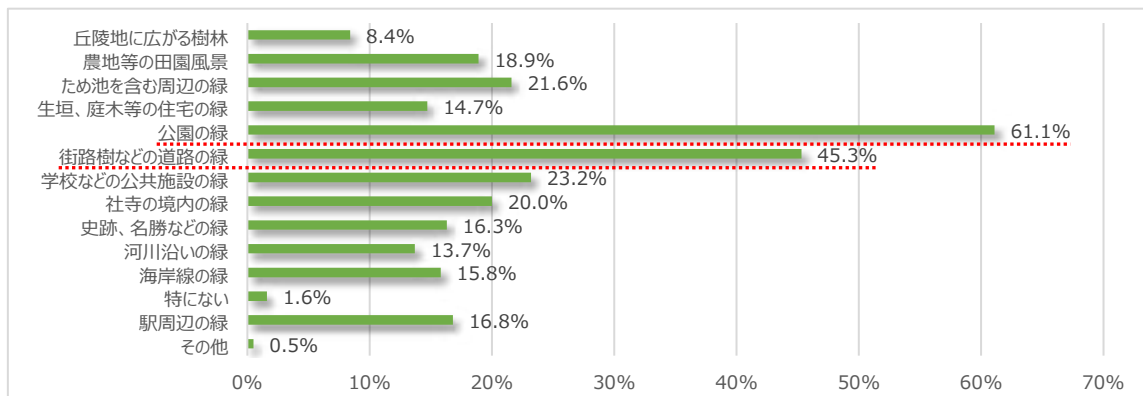


市全体のみどりの質の認識

地区別のみどりの質の認識

② 市内の関心の高い緑

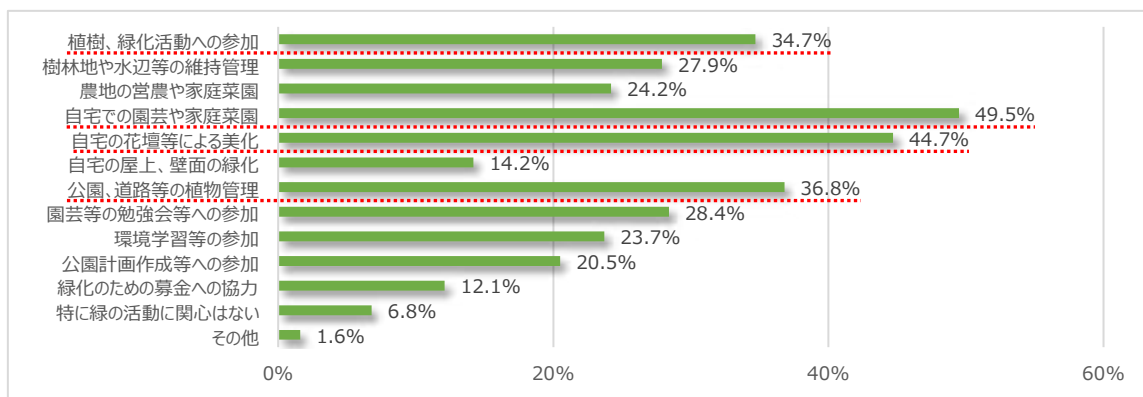
市内の関心の高い緑をみると、「公園の緑」が 61.1%と最も高く、次いで、「街路樹などの道路の緑」が 45.3%でした。



市内の関心の高い緑

③ みどりに関わる活動への関心

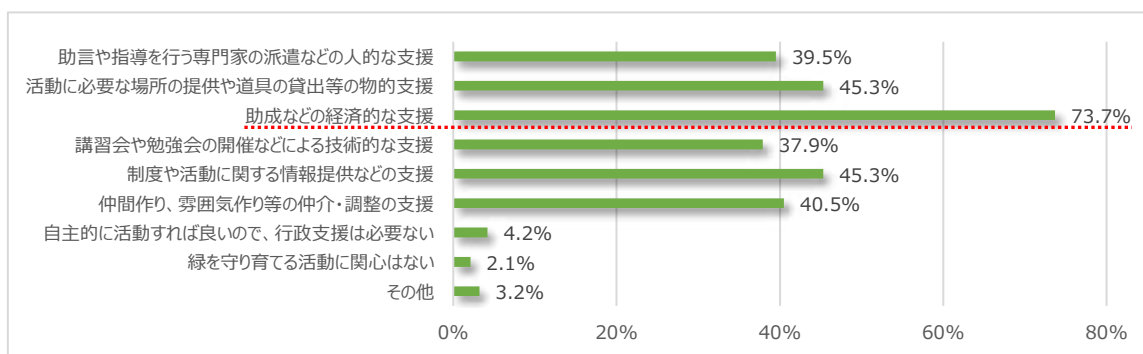
みどりに関わる活動への関心をみると、「自宅での園芸や家庭菜園」が 49.5%と最も高く、次いで、「自宅の花壇等による美化」が 44.7%、「公園、道路等の植物管理」が 36.8%でした。これらの状況から、自宅や公共施設等での園芸や植物管理に対する関心が高いと考えられます。



みどりに関わる活動への関心

④ 市に期待する支援

緑化を推進するにあたって、市に期待する支援としては、「助成などの経済的な支援」が 73.7%と最も高い状況でした。そのほかでは、情報提供や物的支援等の支援が期待されています。



市に期待する支援

(2) ワークショップ

2024 年(令和 6 年)2 月 20 日に開催した「明石市緑の基本計画改定ワークショップ みんなで明石の緑を考えよう」では、39 名の方が参加され、みどりにふれる機会の充実やボランティアの育成、市民等との協働の推進など、さまざまなご意見をいただきました。



ワークショップの開催案内



ワークショップの様子



ワークショップの説明資料(抜粋)

2024年2月20日（火）明石市緑の基本計画改定ワークショップ「みんなで明石の緑を考えよう」

全体まとめ「私たちの考える、明石の「みどり」をもっと豊かにするアイデア」※意見交換2で参加者が「緑に大事」として挙げたものを及び全体共有したもの

《緑に触れる機会の充実》

- 緑についての広報・PRを強化する
 - ・PR活動
 - ・緑のキャラクターグッズを作る
 - ・緑のキャラクターグッズを販売する
 - ・緑の重要性を伝える
 - ・ボランティア提供するための募集・広報・強化
 - ・PR、広報をもっと、明石市民が関心を持つよう
 - ・公園を知ってもらう、広報の充実
- 緑について関心・体験機会を充実させる
 - ・自然の楽しさを知らってもらう
 - ・自然に触れる体験活動を増やす取り組み
 - ・緑の体験やボランティアを通して体験してもらう
 - ・子どもから大人まで気軽に緑に触れられる仕組み
 - ・小学生とがに自然体験をさせて収穫までの作業をさせる
 - ・子どもの体験機会
 - ・子どもが体験できる場所
 - ・イベント型での活動
 - ・体験型ワークショップ・体験機会の充実
- 緑を活かした公園施設や遊歩道を充実させる
 - ・身近に自然に接する場所づくり(体験型ワークショップ)
 - ・市内に自然環境を整備(里山のキャンプ、農園等)

《遊休地等を活用した緑の充実》

- 街路樹の育成、工本を減らす
 - ・街路樹にくだもの木、くり、柿、みかん等
 - ・街路樹(人丸周辺)
 - ・街路樹を切ってしまえば日影がない
- 道路や空き地を活用する
 - ・活用されていない、空き地にひまわりや菜の花の地を植える
 - ・コインパーキングの(道の)緑化パークレット
- 花壇をつくる、広げるためのサポート
 - ・日に見えるところに花壇をつくるサポートを
 - ・花壇は誰でも気軽にもらえる、手入れしやすいのでもっと広げていくべき
 - ・水がある活動できる(マリナーズ、チューリップ)
- 遊休地を活用した緑化
 - ・利用されていない畑にヒマワリ、コスモス、菜の花の種を植える - 食べられる実が成る畑を作る
- 里山を守る、活用する
 - ・里山を守る - 里山公園をつくる
 - ・里山保全どうしたら良いかわからない

《緑を守るボランティア等市民の育成》

- 市民参加型のイベント型活動を行う
 - ・市民参加型のゴミひろい
 - ・既存の緑を保護、市民参加のゴミ拾い、イベント型にしたら?
- ボランティアの育成、交流を進める
 - ・市民ボランティアの育成、交流を進める
 - ・地域活動、個人・グループ化→コミュニティで地域にも広がる
 - ・若い方が参加できる仕組みを
 - ・ボランティア募集、市で広報しよう
 - ・ボランティアを増やそう
- 緑に触れるための公共交流を進めさせる
 - ・市内の公園に行ける交通の便がほしい
 - ・公園に行くための足(移動手段)の充実
- その他
 - ・安らげる街、緑、水、今からは？散歩をしたいと思える町並み：緑がなくて虫や動物がいらない季節感のある場所です
 - ・緑には「土」、豊かな「土」が必要！土壌を守る

《緑を守る条例・制度の制定》

- 緑を保護する条例や制度の制定
 - ・あれこれの条例づくりで市で助成してほしい、具体的な有効な緑の保護条例の制定
- 景観条例の制定
 - ・景観条例で緑の保護を定める
 - ・景観条例で緑の保護を定める

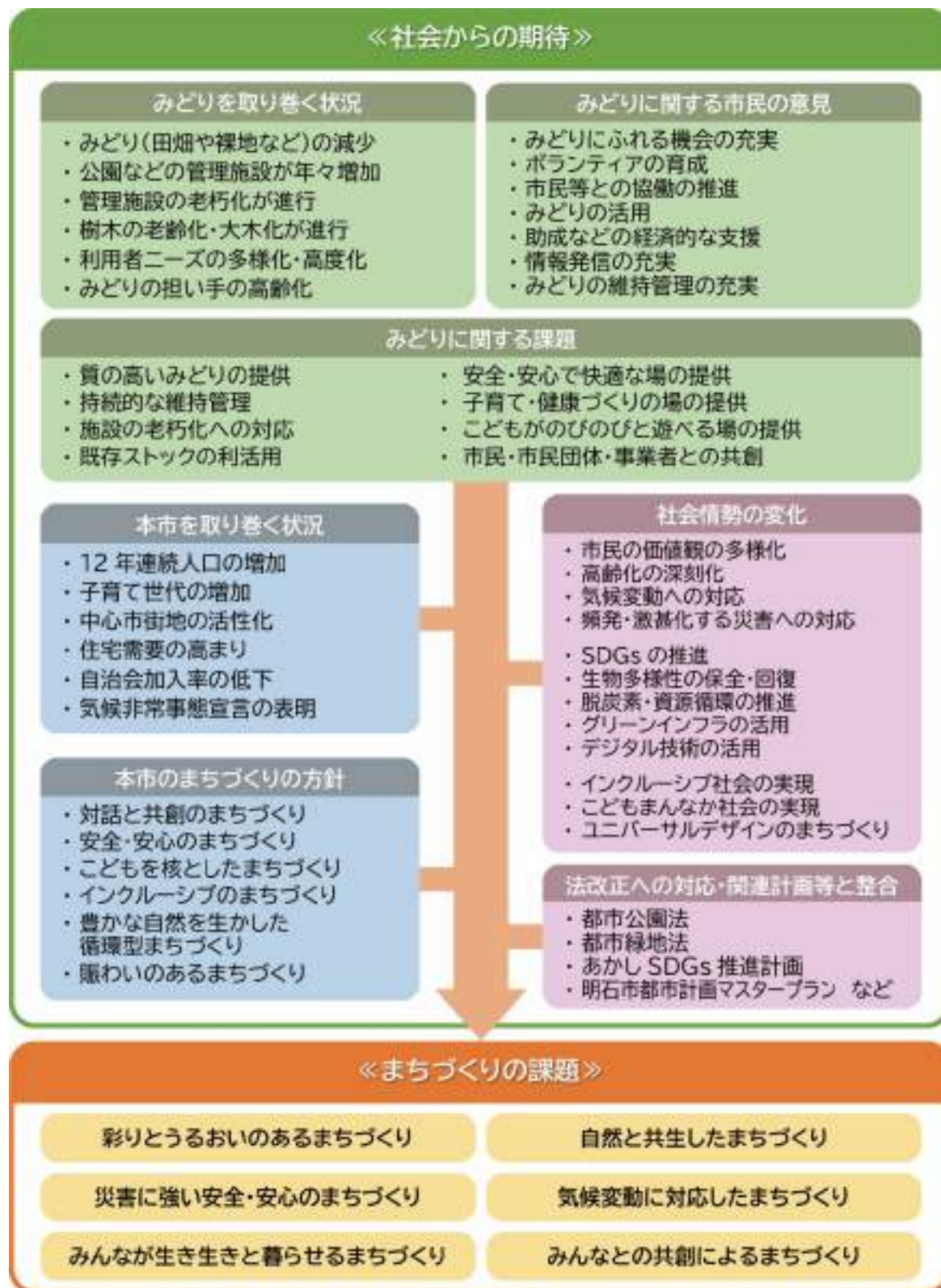
▲今日の全体共有をまとめた絵巻



2-4 社会からの期待とまちづくりの課題

(1) まちづくりの課題の抽出

市民の意見や社会情勢の変化など、社会からの期待を踏まえ、本市のみどりにおける課題を6つ抽出しました。



社会からの期待とまちづくりの課題の抽出

(2) まちづくりの課題

地域循環共生圏の構築を目指すなど、みどりを活用して取り組むべきまちの課題を以下のとおり、整理しました。

① 彩りとうるおいのあるまちづくり

明石は太古の昔から営々と築かれてきた歴史や文化に恵まれ、今日まで発展してきました。こうして、先人が自然と共生して守り育ててきた里地・里山の田園風景やため池、美しい海岸線といった自然・歴史・文化が融合した明石らしい景観を後世に残していくとともに、市民のまちへの愛着や誇りを高め、心の安らぎやゆとりを生み出す取組を推進していく必要があります。



② 災害に強い安全・安心のまちづくり

2018年(平成30年)6月に発生した大阪府北部地震や、2024年(令和6年)1月の能登半島地震など、日本各地で地震が頻発しています。さらに今後、南海トラフ地震の発生も懸念されていることに加えて、集中豪雨による水害や土砂災害の危険性も高まっています。こうした状況を踏まえ、地域の防災力向上に向けた対策を強化していく必要があります。



③ みんなが生き生きと暮らせるまちづくり

今後の明石のまちづくりにあたっては、市民が安心して子育てに取り組み、健やかに成長し、誰もが健康に過ごせる環境づくりが求められます。「みどり」がこうした市民生活の受け皿となるよう、自然環境とのふれあいや、環境体験学習の推進、健康増進に配慮した取組を推進していく必要があります。



④ 自然と共生したまちづくり

明石の「まち」のすぐ隣には里山・里海をはじめとした多様な自然環境があり、さまざまな生きものが生息・生育しています。こうした環境を将来にわたって引き継いでいくためには、「まち」と「自然」の共存・共栄を図り、市民が生活の中で自然環境とふれあい、四季を感じるまちづくりを推進するとともに、人と生きものがともに住みやすい持続可能なまちづくりを推進する必要があります。



⑤ 気候変動に対応したまちづくり

地球温暖化の進行による市民の暮らしや生態系への影響は、現代社会が直面する喫緊の課題ですが、「みどり」がもたらす効果・効用は、こうした問題に立ち向かう強力なツールとなり得ます。そのため、地域循環共生圏の構築による脱炭素化の推進や、グリーンインフラの活用など、多面的な方策による自然環境の保全と緑化を推進していく必要があります。



⑥ みんなとの共創によるまちづくり

明石の「みどり」を持続的に保全・活用していくためには、その活動を担う「人」が欠かすことはできません。そのため、市民活動などを通じて地域の人々のネットワークを構築し、自立的な地域コミュニティを形成していくとともに、積極的なPRや各種支援策により新たな担い手を育成していく必要があります。



解説 地域循環共生圏

地域循環共生圏は、我が国が目指す持続可能な社会の姿であり、2018年(平成30年)、国の第5次環境基本計画で掲げられました。都市も地方も多くの課題が山積するなか、それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」の実現を目指しています。



出典) 環境省「第五次環境基本計画の概要」

第3章 みどりの将来像と計画目標

3-1 基本理念

本市は、アカシゾウや明石原人など、有史以前から連綿とつながる豊かな歴史を有し、約16kmの美しい海岸線やオニバスが生育するため池群など、貴重な自然が残る地域です。こうした歴史や自然のほかに、「子午線のまち」を象徴する天文科学館や明石公園など、さまざまな地域資源があります。

市域は、瀬戸内海に面しており、東西に細長く地形は比較的平坦です。また、気候も穏やかで、神戸や大阪からも近いという恵まれた立地条件を有しています。こうした良好な立地により、古代から交通の要衝として発展してきました。

しかし、近年は、人口増加による市街化の進行により、かつて市域の多くを占めていた農地が減少するなど、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、価値観の多様化、SDGsの推進、インクルーシブ社会の実現など、社会情勢や社会からの期待も変化しており、まちづくりの課題を解決するためには、市民と共創しながら、みどりが持つ効果・効用を最大限生かすことが必要になっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、みどりの将来像の実現に向けた基本理念を以下のとおり設定します。

基本理念

市民みんなでつないでいこう あかしのみどり



みどりの基本計画

(作成予定)

3-2 基本方針

まちづくりの課題を解決するため、基本方針を以下のとおり設定しました。基本方針に基づき、みどりが持つ多様な効果・効用を生かしたさまざまな取組を展開していきます。

基本方針1

みどりで“住みたいまち”をつくる

魅力あるまちは、豊かな自然や文化があり、快適で安全・安心に暮らせるまちだと考えます。まちの資源を生かし、その魅力をさらに高めることで、まちでの暮らしや営みの満足度を向上させます。そのため、「みどり」が持つ景観形成機能や防災機能、文化・レクリエーション機能等を生かして、誰もが“住みたいまち”をつくっていきます。



基本方針2

みどりで“人・生きもの・まち”を未来につなぐ

人や生きものが快適で安全・安心に暮らしていくためには、その場の環境を整えることが重要です。そのため、「みどり」が持つ生物多様性保全機能や都市環境保全機能等を生かして、“人”にも“生きもの”にもやさしいまちづくりを進め、明石の“まち”を将来にわたって引き継いでいきます。



基本方針3

みどりで“みんなのつながり”をはぐくむ

本市の「みどり」を持続的に保全・活用していくためには、一人ひとりの「みどり」に関わる取組の輪を広げていくことが重要です。そのため、「みどり」が持つ文化・レクリエーション機能等を生かして、“みんなのつながり”を生み出し、広げていく取組を推進していきます。



3-3 みどりの将来像(10年後)

本市が目指すみどりの将来像(10年後)を p.21-23 に示します。

3-4 計画目標

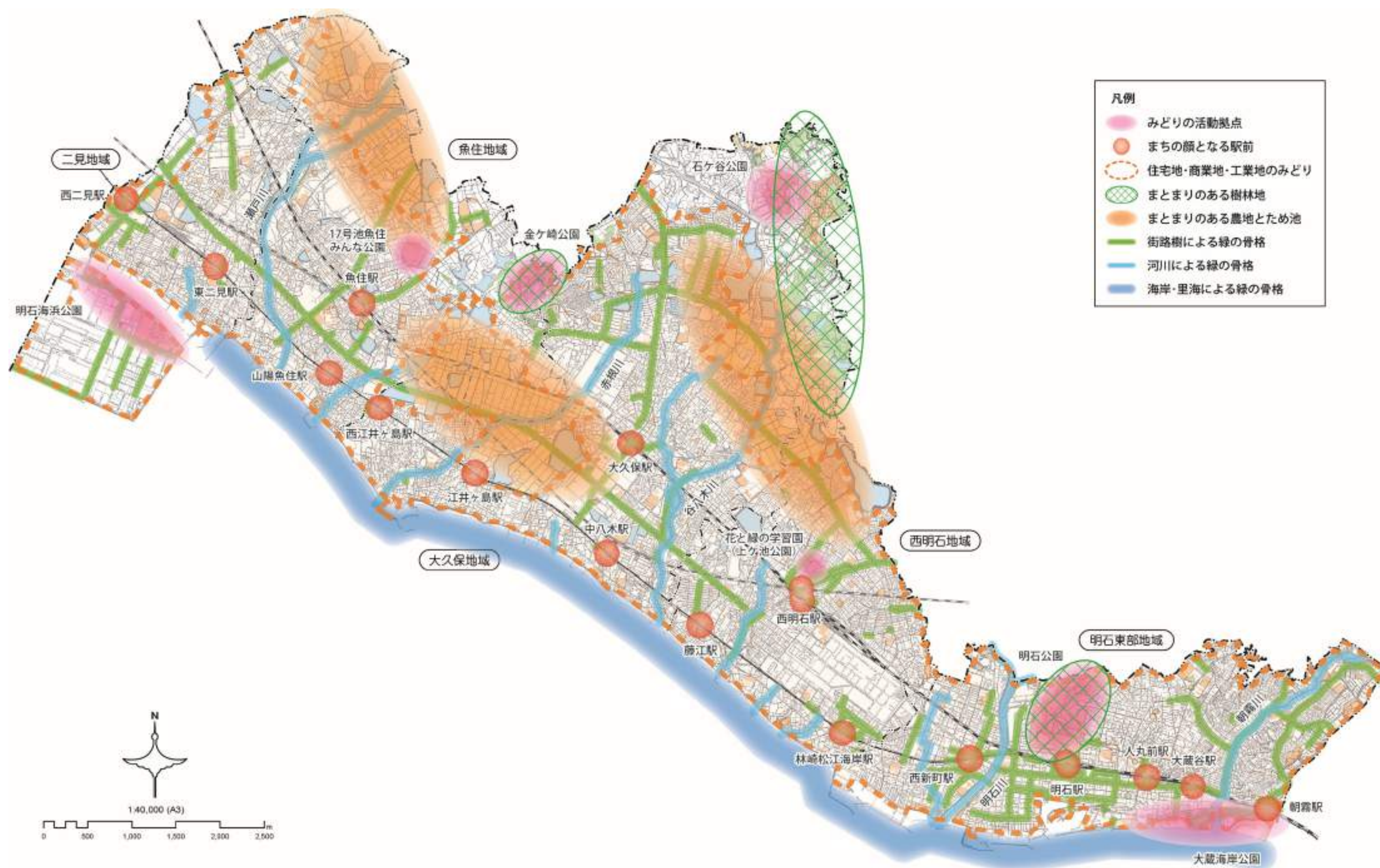
社会情勢の変化などから、多様な効果・効用を有するみどりへの期待がより一層高まっています。そのため、みどりの減少を食い止めるとともに、みどりの豊かさを実感できる取組を推進していく必要があります。

本計画では、みどりの豊かさを確認するための指標として、「みどりの量」と「みどりの質」の満足度を設定します。計画年度の目標は、アンケート(公園愛護会対象)の結果を踏まえ、「みどりの量」が10ポイント以上、「みどりの質」が2倍以上の向上を目指します。また、将来は、みどりの基本計画に基づく取組を継続することで、p.24-25 に示すみどりのイメージ(50年後)を実現し、満足度100%(市民対象)の達成を目指します。

計画の全体目標

指標	現状値	目標値
みどりの量の満足度	67.4%	80.0%
みどりの質の満足度	39.4%	80.0%

みどりの将来像図(10年後)



みどりの将来像図(10年後)

凡例

文字色	基本方針	取組の方向性
緑色	みどりで "住みたいまち" をつくる	(1) みどりの保全 (2) みどりの創出 (3) みどりの活用
青色	みどりで "人・生きもの・まち" を未来につなぐ	(1) 生物多様性の保全・回復 (2) 都市環境の保全
橙色	みどりで "みんなのつながり" をはぐくむ	(1) まちへの愛着の醸成 (2) みどりの担い手の育成

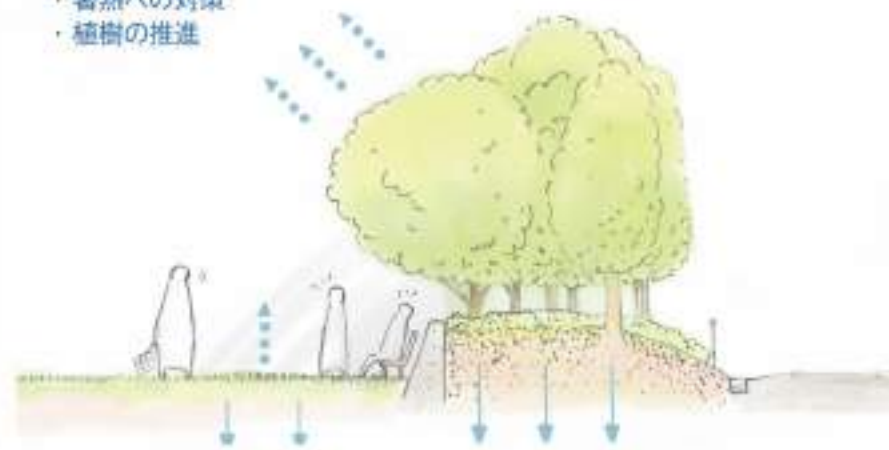
植物・裸地・農地・水辺

- ・集中豪雨への対策
- ・水循環の保全



樹木

- ・樹木の管理
- ・暑熱への対策
- ・植樹の推進



道路

- ・道路の管理・整備

商業地・公共施設

- ・公共施設等の緑化
- ・支援制度の活用
- ・支援制度・表彰制度の創設



住宅地

- ・支援制度・表彰制度の創設
- ・市民との共創の推進



海岸線

海岸線

- ・海岸の管理
- ・地域資源の活用



鉄道

- ・駅前花壇などの整備



工業地

- ・条例等による緑化推進
- ・支援制度・表彰制度の創設



公園

- ・公園の魅力向上に向けた取組の推進
- ・賑わいの創出
- ・健康の増進
- ・こどもの外遊びの促進

- ・学習機会の充実
- ・市民との共創の推進
- ・みどりへの関心を高めるイベントの実施
- ・みどり関係団体との連携・交流の促進



みどりの将来像図(10 年後)

公園

- ・公園施設の老朽化対策
- ・公園の整備・リニューアル
- ・指定管理者制度の活用
- ・公園の魅力向上に向けた取組の推進
- ・賑わいの創出
- ・健康の増進
- ・情報発信の充実
- ・こどもの外遊びの促進

- ・環境体験学習の実施
- ・市民との共創の推進



公園

- ・公園の管理
- ・防災施設の管理・訓練の充実
- ・資源循環の推進



樹林地・里山

- ・生態・生育環境の保全
- ・生態系ネットワークの保全
- ・希少種の保全
- ・外来生物への対策
- ・保全・回復に向けた普及啓発の推進
- ・自然共生サイトの認定
- ・脱炭素の推進
- ・環境体験学習の実施

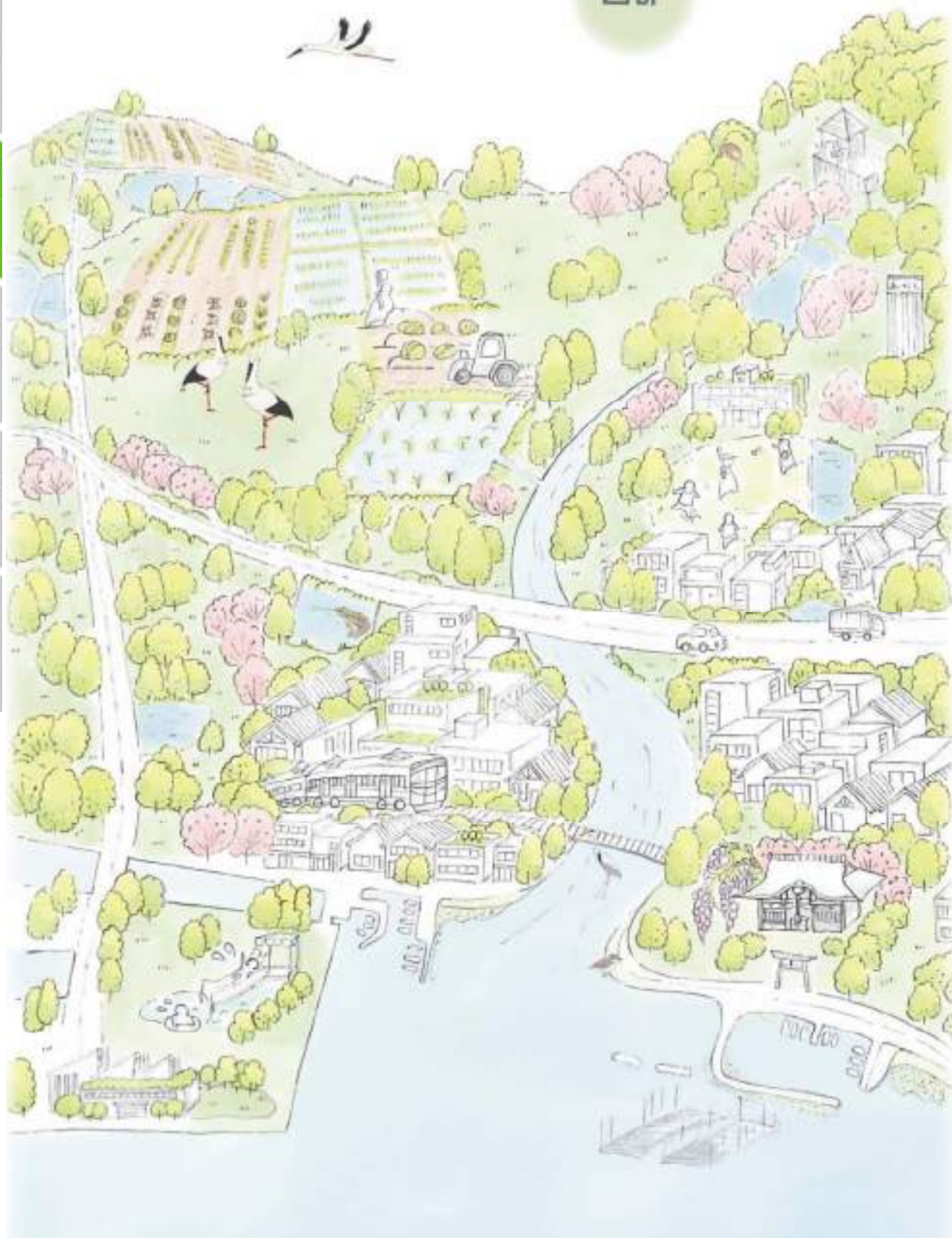
ため池

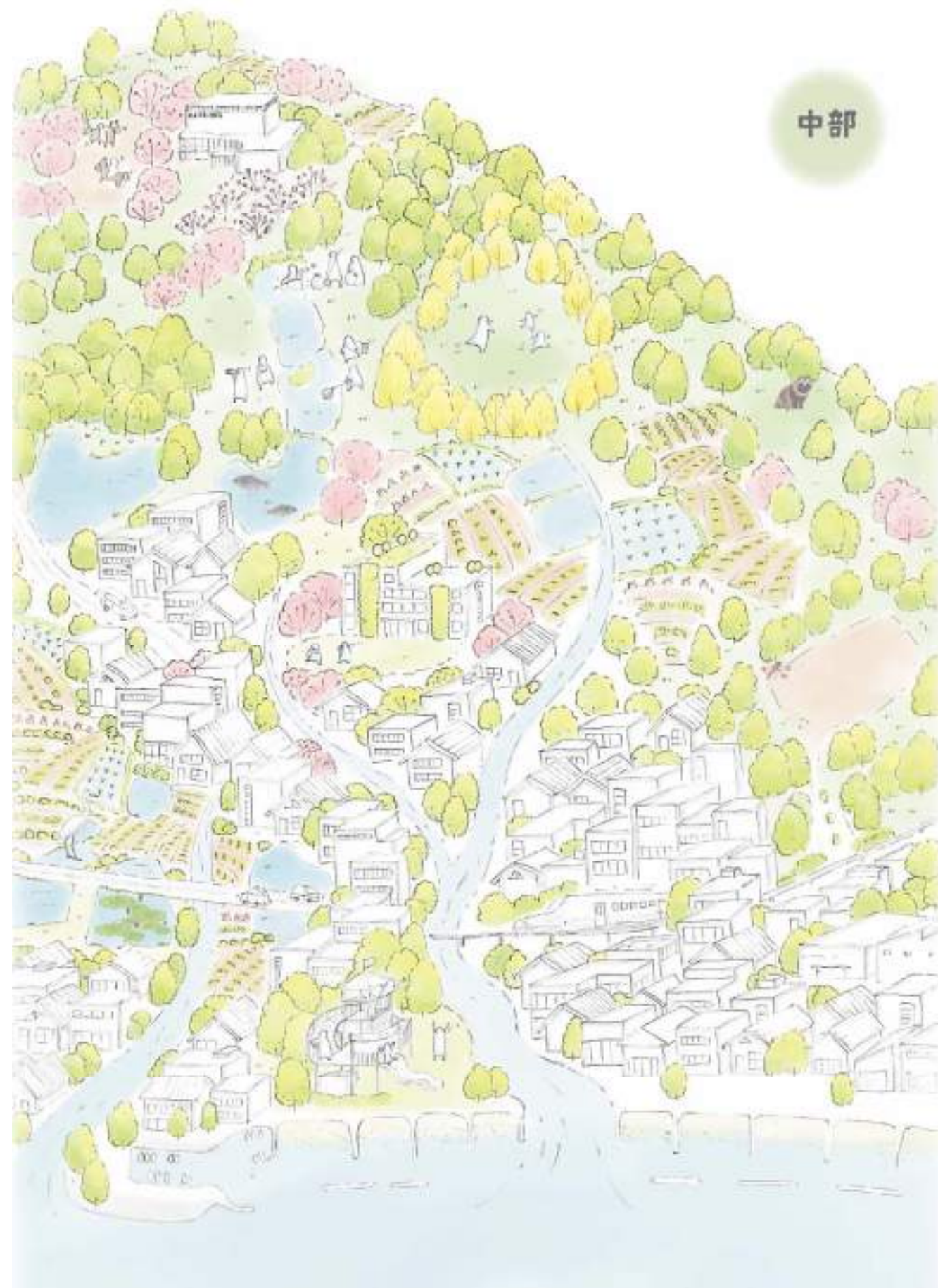
- ・ため池の管理



50年後の みどりのイメージ図

西部





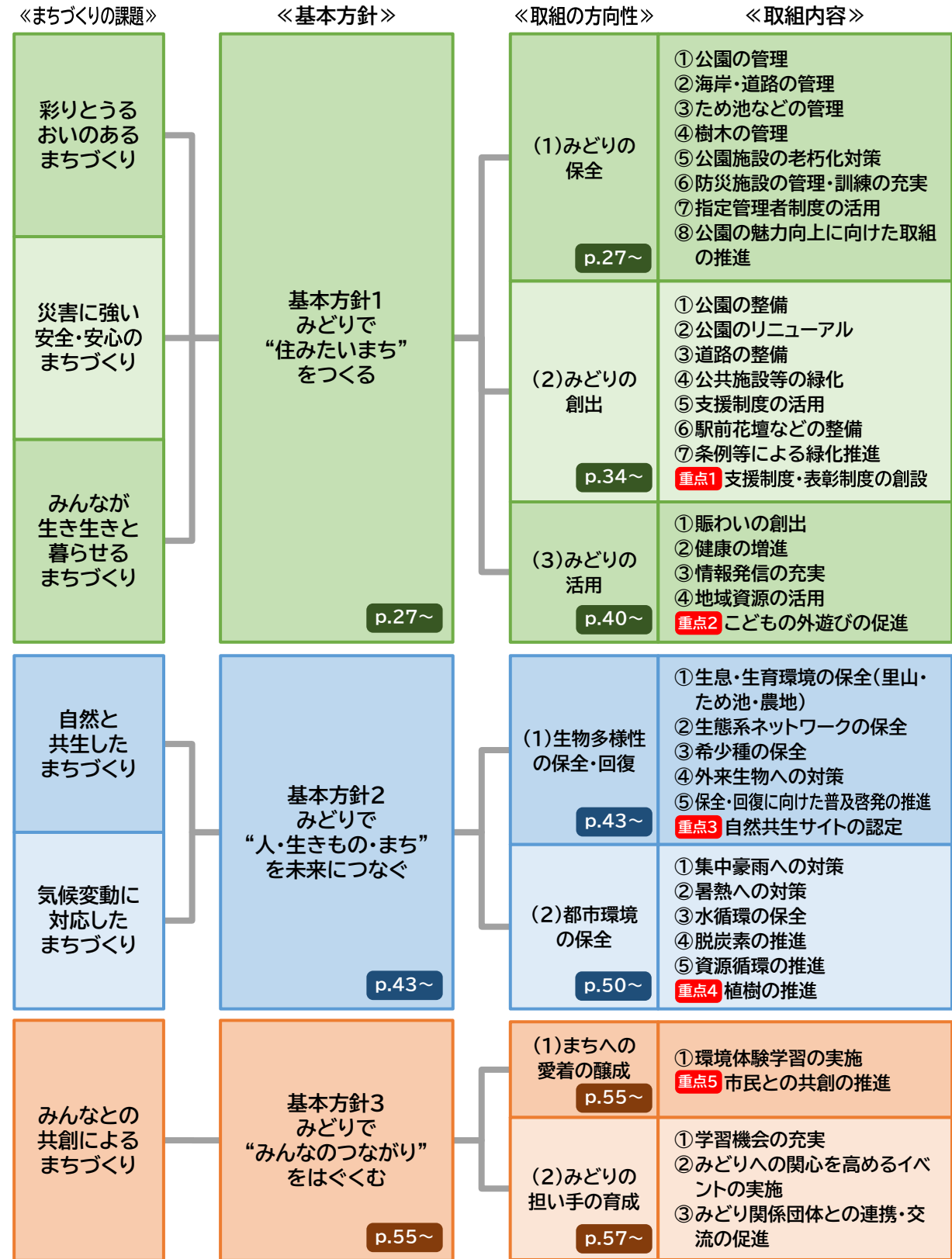
50年後の みどりのイメージ図



第4章 将来像実現に向けた取組

4-1 取組の体系

みどりの将来像の実現に向けて、以下の取組を実施していきます。



取組の体系

重点1:p.61 重点2:p.62 重点3:p.63
重点4:p.63 重点5:p.64

取組内容とまちづくりの課題の対応

基本方針	取組の方向性	取組内容	まちづくりの課題					
			彩りとうるおいのあるまちづくり	災害に強い安全・安心のまちづくり	みんなが生き生きと暮らせるまちづくり	自然と共生したまちづくり	気候変動に対応したまちづくり	みんなとの共創によるまちづくり
“住みたいまち”をつくる みどりで	(1)みどりの保全	①公園の管理	○	○	◎	○	○	◎
		②道路・海岸の管理	◎	○	○	○	○	◎
		③ため池などの管理	○	◎		◎	◎	○
		④樹木の管理	◎	○		○	○	
		⑤公園施設の老朽化対策		○	◎			○
		⑥防災施設の管理・訓練の充実		◎	○			
		⑦指定管理者制度の活用	○		◎			
		⑧公園の魅力向上に向けた取組の推進	◎		◎			◎
	(2)みどりの創出	①公園の整備	◎	◎	◎	○	○	◎
		②公園のリニューアル	○	○	◎	○	○	○
		③道路の整備	◎	○	◎	○	○	
		④公共施設等の緑化	○		◎	○		○
		⑤支援制度の活用	◎		○	○		○
		⑥駅前花壇などの整備	◎		○	○		◎
		⑦条例等による緑化推進	◎		○	○		○
		重点1 支援制度・表彰制度の創設	◎		○			○
(3)みどりの活用	①賑わいの創出	◎		◎	○		○	
	②健康の増進	○		◎			○	
	③情報発信の充実	○		◎			○	
	④地域資源の活用	◎		○	○			
	重点2 こどもの外遊びの促進	○		◎			○	
“人・生きもの・まち”を未来につなぐ みどりで	(1)生物多様性の保全・回復	①生息・生育環境の保全(里山・ため池・農地)	○		○	◎		○
		②生態系ネットワークの保全	○			◎		
		③希少種の保全	○		○	◎		○
		④外来生物への対策			○	◎		○
		⑤保全・回復に向けた普及啓発の推進			○	◎		○
		重点3 自然共生サイトの認定			○	◎		○
	(2)都市環境の保全	①集中豪雨への対策		○	○		◎	
		②暑熱への対策			○		◎	
		③水循環の保全		○	○	○	◎	
		④脱炭素の推進				○	◎	○
		⑤資源循環の対策				○	◎	○
		重点4 植樹の推進	○			○	◎	○
“みんなのつながり”をはぐくむ みどりで	(1)まちへの愛着の醸成	①環境体験学習の実施	○		◎	○		◎
		重点5 市民との共創の推進	○		○			◎
	(2)みどりの担い手の育成	①学習機会の充実	○		◎			◎
		②みどりへの関心を高めるイベントの実施	○		○	○		◎
		③みどり関係団体との連携・交流の促進	○		○	○		◎

◎:課題解決に特に重要な役割を果たすもの ○:課題解決に関連するもの

4-2 取組内容

基本方針 1 みどりで“住みたいまち”をつくる

(1) みどりの保全

本市には、公園緑地をはじめ、海岸やため池、道路(街路樹)といったみどりだけではなく、住宅地や商業地、工業地など、多様なみどりがあります。こうしたみどりを、本市だけで将来に引き継ぐことは困難です。そのため、市民や市民団体の皆さまと共創しながら、本市のみどりを保全していきます。

① 公園の管理

本市は約 470 箇所の公園緑地を管理しており、地域に密着した小規模な公園の多くは、公園愛護会が清掃や除草、簡単な点検といった日常管理を担っています。

地域に密着した公園愛護会が日常管理を行うことで、利用者のマナーアップにつながるとともに、活動を通じて、地域住民のつながりや地域への親しみを深めることができます。その一方、高齢化や自治会加入率の低下などにより、担い手不足も進行していることから、愛護会結成の働きかけを引き続き行い、市民との共創による日常管理に取り組んでいきます。



公園愛護会マニュアル



公園愛護会の活動状況



解説

公園愛護会

公園愛護会は、昭和30年代から全国各地で創設されはじめ、本市では1969年(昭和44年)に市内14公園で結成して活動を開始し、現在は277公園・緑地で活動しています。

本市の公園愛護会は、自治会等の地域団体等で構成され、公園緑地の清掃や除草、施設の点検などを行っています。

本市では、地域の公園緑地をいつまでも美しく、そして、地域の皆さまが愛着を持ち、安心して憩える場所として維持していくため、今後も公園愛護会の活動を広げていきたいと考えています。

② 海岸・道路の管理

本市には約16kmの海岸線と、延長約850kmにも及ぶ管理道路があり、これら全体のきめ細やかな管理を市だけで行うことは困難です。そのため、海岸モニター制度や道路モニター制度、明石市道路通報システム(ここみて Report)、まち美化プロジェクト(明石市アダプトプログラム)等により、地域の皆さまと連携し、維持管理に取り組んでいます。こうした制度を引き続き活用するとともに、SNS(明石市公式LINE)からの情報も活用しながら、維持管理に取り組んでいきます。



道路アダプト花壇(八木緑の会)



道路アダプト花壇(株式会社きしろ)



まち美化プロジェクト
(明石市アダプトプログラム)

解説

モニター制度(海岸・道路)

海岸モニター制度は、より安全で快適な海岸づくりを進めるため、2003年度(平成15年度)からスタートした制度で、現在、66人のボランティアが登録されています。本制度は、ボランティアの皆さまが日常的な散策などで海岸を利用する中で気づいた危険箇所などについて市に情報提供するものです。

また、道路モニター制度は、道路施設の安全性向上を目的として2007年度(平成19年度)からスタートした制度で、現在、25人のボランティアが登録されています。本制度は、ボランティアの皆さまが散歩や通勤等の日常生活の中で気づいた道路のくぼみや側溝の破損などの危険箇所について市に情報提供するものです。

解説

まち美化プロジェクト(明石市アダプトプログラム)

アダプト(ADOPT)とは、英語で「養子縁組」のことで、市民や事業者が、地域の共有財産である道路・駅前広場・公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う共創によるまちづくり制度のことです。このボランティア制度のことを本市では「まち美化プロジェクト ―みんなでやろうよ きれいな明石― (明石市アダプトプログラム)」と呼んでいます。

本取組は、現在、道路アダプトで17箇所、駅前アダプトで8箇所、公園アダプトで2箇所実施しています。

③ ため池などの管理

本市には約 100 箇所のため池と、延長約 480km に及ぶ水路があります。

ため池は、農業用水の確保だけではなく、生物多様性の保全・回復や雨水の一時貯留などの機能があります。近年、集中豪雨が頻発していることから、ため池の管理者である水利組合等とも連携を図りながら、ため池・水路を適切に管理していきます。



釜谷池群(岩蛇池)

④ 樹木の管理

本市が管理する樹木には、大きく公園緑地の樹木や道路の街路樹などがあり、これらの樹木は、アンケート調査においても関心が高く、適切な維持管理が求められています。また、樹木は、ヒートアイランド現象の緩和や脱炭素の推進、火災延焼の防止などに寄与するといった役割があります。

公園緑地の樹木は、大木化や老齢化が進行しているため、点検の充実を図り、枯木や折れ枝などに適切に対応するとともに、公園内や公園出入口などの見通しを確保するよう、管理します。また、大きさにゆとりのある大規模な公園では、できるだけ自然な樹形を目指すとともに、身近にある小規模な公園は、その規模に応じた樹高にするなど、公園の特性に応じた管理に取り組みます。

街路樹についても、大木化や老齢化が進行しているため、点検の充実を図り、枯木や根上がりなどに適切に対応するとともに、通行の支障とならないよう、管理します。また、街路樹による良好な景観形成を目指し、路線の特性に応じた管理に取り組みます。

公園緑地における枯木などの管理上支障となる樹木は、地域の合意形成を図った上で、伐採します。また、管理においても地域の声を聴きながら実施していきます。



石ヶ谷公園



明石海浜公園



ゆりのき通

⑤ 公園施設の老朽化対策

本市の公園緑地は、年々増加し、現在は約470箇所を管理しています。これらの公園緑地においては、老朽化した施設もあることから、施設の点検や適切な維持に取り組むとともに、長寿命化計画に基づく遊具の更新などを計画的に実施していきます。また、遊具以外の施設についても、地域の声を反映した更新に取り組むなど、みんなにやさしい安全・安心な公園づくりを進めていきます。



園路改修前(大蔵海岸公園)



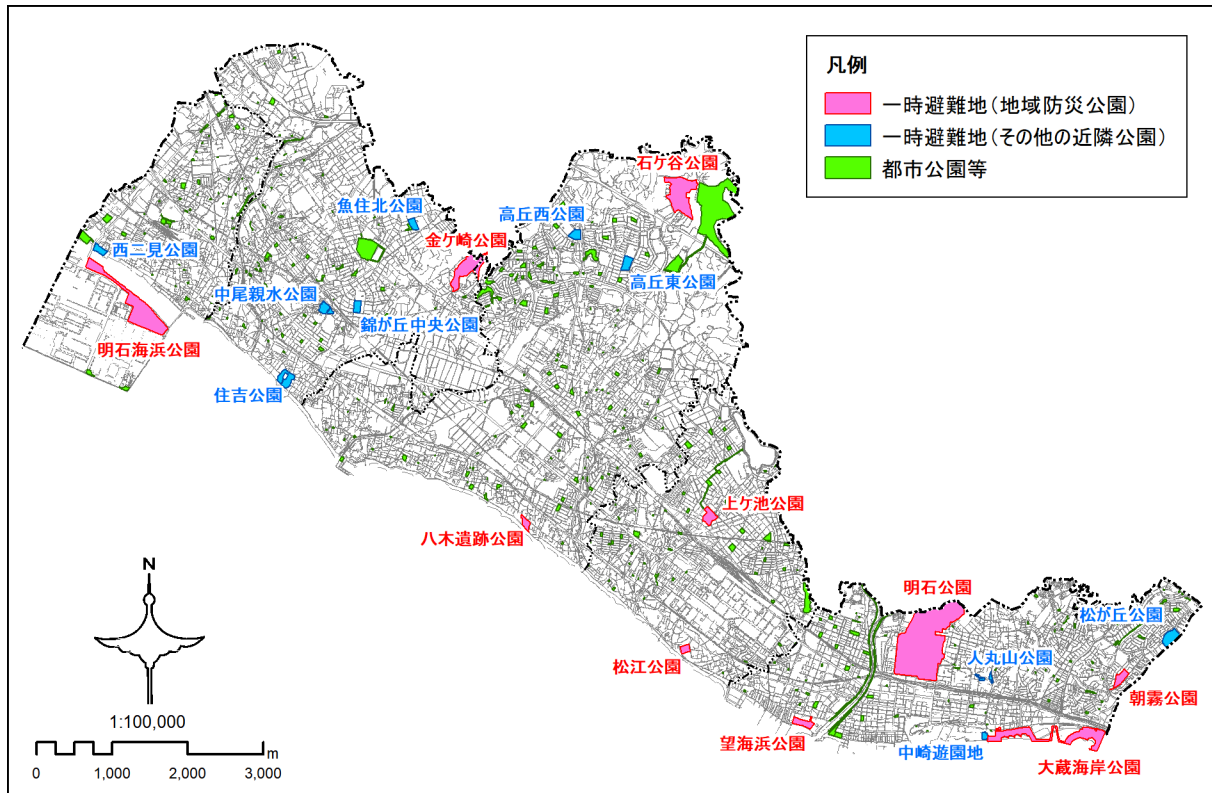
園路改修後(大蔵海岸公園)

⑥ 防災施設の管理・訓練の充実

災害時において、公園は一時避難地となり、道路は避難経路などとして活用されます。また、公園や道路などのオープンスペースは、火災延焼を防止するといった機能もあります。

本市では 10 箇所の地域防災公園において、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設を整備しています。こうした施設が災害時に機能を発揮できるよう、適切な管理に取り組んでいきます。

また、本市では、災害に備えた水防訓練や給水訓練、防潮ゲートなどの点検を定期的の実施しています。災害が発生した場合に円滑かつ迅速な応急・復旧活動を実施するため、こうした取組を継続的に実施していきます。



地域防災公園 位置図



耐震性貯水槽のイメージ図



耐震性貯水槽

本市では、地域防災公園等の9箇所に地下式の「飲用水兼用耐震性貯水槽」を整備して災害時の応急給水に備えています。この貯水槽は1基あたり 100,000 リットルの貯水量があり、1人1日3 リットルの水を3日間、約 11,000 人に給水することができます。

なお、災害時には運搬給水に加え、これら耐震性貯水槽設置場所と浄水場、配水場を合わせた計 15 箇所の災害時給水拠点で、仮設給水を行います。



備蓄倉庫(八木遺跡公園)



備蓄倉庫内(八木遺跡公園)



水防訓練(明石川左岸線緑地・川端公園)



防潮ゲート点検(中崎展望広場)



震災から 30 年

兵庫県南部地震から 30 年

明治でも大きな被害を受けた兵庫県南部地震の発生から、1月17日で30年を迎えます。地震の被害を忘れることなく、いつ起こるか分からない地震への備えをお願いします。

お問い合わせ／組合安全対策室
(TEL) 918-5069 (FAX) 918-5140

震災の教訓を次世代へ――



午前5時46分ではまった大時計



【明石市の被災状況】
地震の大きさをマグニチュード7.3
震度6強(当時の市内には震度計が
設置されていなかったため推計値)
死者・26人(市内での死亡15人)
負傷者・1,884人(重傷者539人)



昭和1月17日、はなまるお囃子祭りでは、
地震発生直前にあわてて逃げの場となり、わけています

1995年1月17日 午前5時46分

市内の約半数の世帯に
建物の被害がありました

全壊	2941棟(42.39世帯)
半壊	6673棟(1万967世帯)
一部損壊	2万1370棟(3万5618世帯)

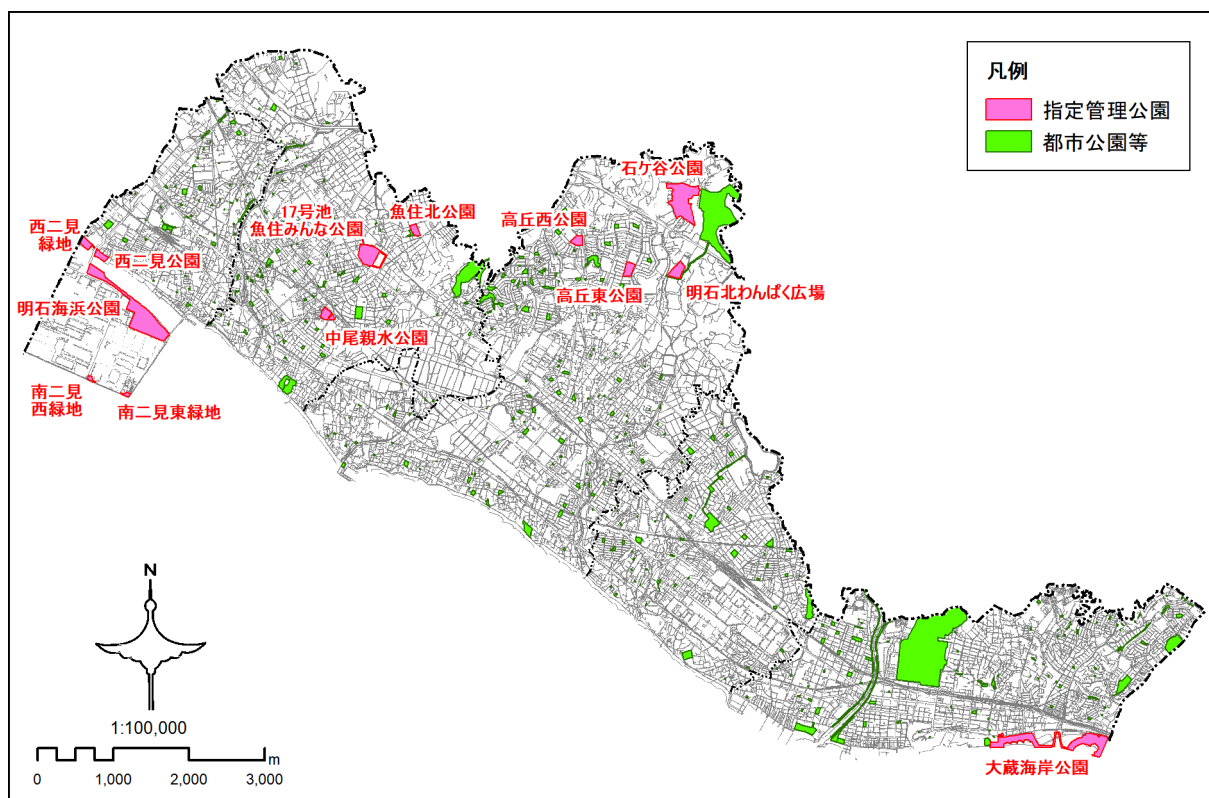


出典) 兵庫県南部地震から 30 年(広報あかし 1421 号)

⑦ 指定管理者制度の活用

公園緑地が増加していく中、高齢化の進行や子育て世代の増加によって、これまで以上にみんなにやさしい安全・安心な公園づくりが求められています。そこで本市では、民間のノウハウを生かして、市民サービスの向上などを図ることを目的に、一部の市管理施設において「指定管理者制度」を導入しています。

本市の公園緑地では、石ヶ谷公園や明石海浜公園など、13箇所(17号魚住みんな公園と中尾親水公園は2025年度(令和7年度)から導入)で指定管理者制度を導入しています。今後も比較的大規模な公園緑地において、指定管理者制度の導入について検討するなど、市民サービスの向上と管理運営の効率化を図っていきます。



指定管理者制度を導入した公園位置図



解説 指定管理者制度

以前は公の施設の管理委託は、地方自治法の規定により市の出資法人や公共的団体等に限られていましたが、2003年(平成15年)9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、民間事業者やNPO法人などにも管理運営を委ねることができる「指定管理者制度」ができました。

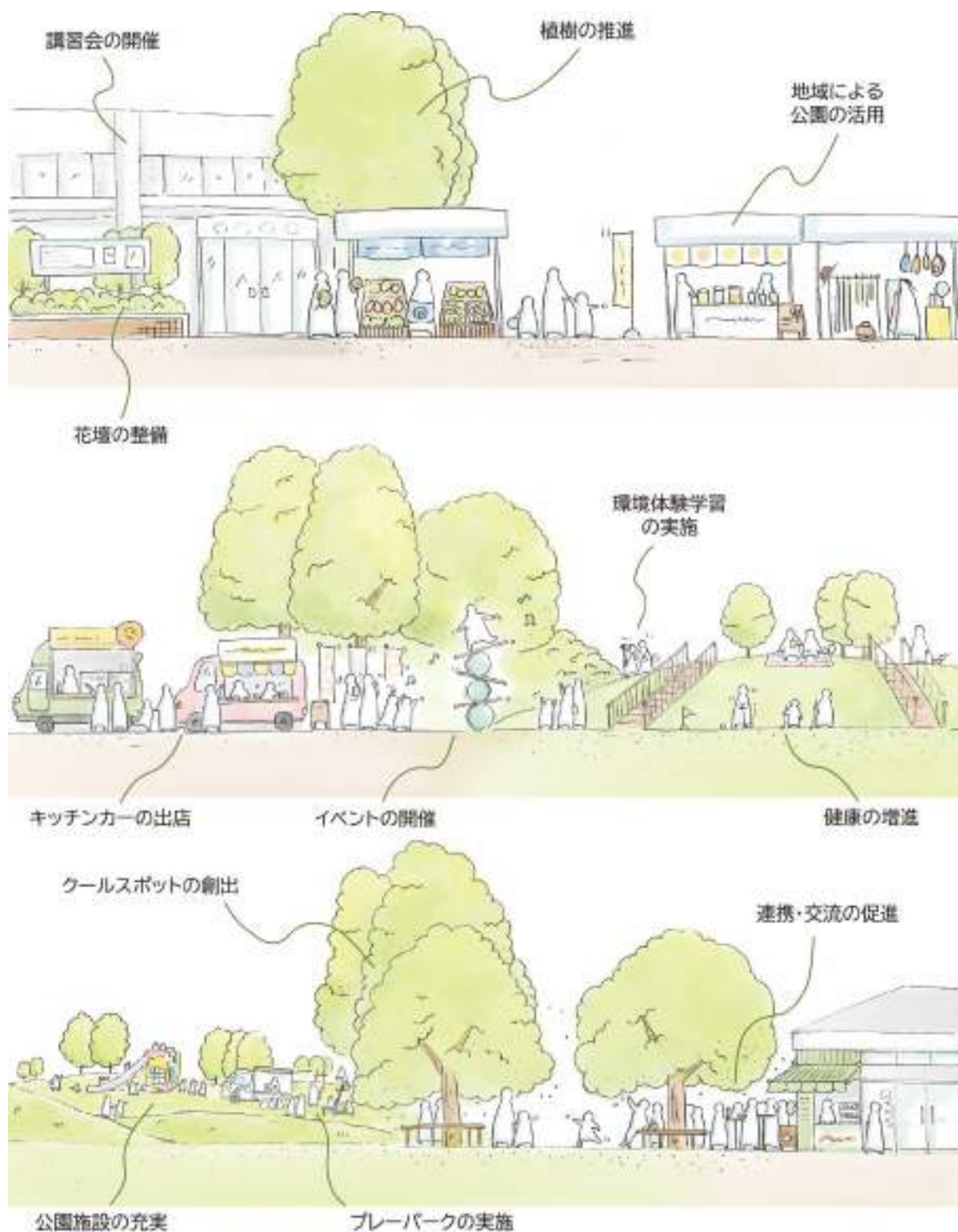
本市では、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、市民が利用する「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、2006年(平成18年)4月から同制度を導入しています。

現在は、本文記載の公園緑地のほか、市民会館や文化博物館などを含め、本市の各種施設において指定管理者が施設の管理を行っています。

⑧ 公園の魅力向上に向けた取組の推進

公園は、立地や利用状況、地域のニーズなど、特性がそれぞれ異なっており、柔軟に使いこなすことで、そのポテンシャルを十分に発揮することができます。

2017年(平成29年)の都市公園法の改正により、公園協議会制度が創設されました。これにより、公園利用者の利便性向上を図ることを目的に、公園管理者と地域関係者等とが必要な協議を行うための協議会を組織することができるようになりました。比較的規模の大きな公園については、地域関係者等と公園のローカルルールづくりを検討するなど、公園緑地のさらなる魅力向上に取り組んでいます。



(2) みどりの創出

本市では、これまでに整備した公共施設を生かしつつ、市民ニーズに対応した新たな施設整備やリニューアル、また、みんなが心豊かに暮らしていくため、花とみどりによる彩りとうるおいのあるまちづくりに資する取組を実施し、まちの魅力向上に取り組んでいきます。

① 公園の整備

本市では、2023 年(令和 5 年)4 月に「みんなにやさしい」をコンセプトにした「17 号池魚住みんな公園」を開設しました。この公園は、有料公園施設である緑のグラウンドや多目的グラウンドのほか、授乳室やおむつ替え室、インクルーシブ遊具を設置したみんな広場があるなど、こどもから高齢者まで、誰もが楽しめる公園となっています。

今後も土地区画整理事業などで、公園用地が確保された場合には、ワークショップの開催などを通じて市民ニーズを反映した公園を整備します。また、開発条例による公園整備にも引き続き取り組み、身近な場所にみどりを創出していきます。



みんな広場(17 号池魚住みんな公園)



授乳室・おむつ替え室等(17 号池魚住みんな公園)

解説

インクルーシブ遊具

インクルーシブ(inclusive)とは、「包括的」や「すべてを含む」といった意味があり、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく楽しめる遊具をインクルーシブ遊具といいます。

2023 年(令和 5 年)4 月に開設した 17 号池魚住みんな公園では、以下のようなインクルーシブ遊具を設置しています。



3連サポート付ブランコ

サポート付シートを含む3連ブランコで、障がいの有無を問わず友達と並んで楽しむことができます。



オムニスピナー

背もたれが高いハイバックシートにより、姿勢の保持が難しい子も安定して座って回転する感覚を楽しめます。



コージードーム

3～4人が入れるほど良い大きさのドームで、にぎやかな場から逃れ、ゆっくり過ごせるスペースになります。



都市公園

一般的に「公園」と呼ばれているものは、国や地方公共団体等が土地の権利を取得して整備する都市公園などの「営造物公園」と、自然景観の保全等のために土地の権利に関係なく区域を指定する「地域性公園」の2つに分けられます。その中で、営造物公園である「都市公園」には、その設置の目的や機能、利用対象などによって以下にあげるさまざまな種類の公園緑地があります。

「公園」の種類

分類			具体例		根拠法
公園	営造物公園	国の営造物公園	国民公園	皇居外苑、京都御苑など	環境省設置法
		地方公共団体の 営造物公園	都市公園	国営明石海峡公園など	都市公園法
			その他公園	県立明石公園、石ヶ谷公園など	—
				林崎駅前広場など	—
	地域性公園	国立公園、国定公園、 都道府県立自然公園	瀬戸内海国立公園など	自然公園法	

「都市公園」の種類

種類	種別	概要	市内の具体例
住区基幹公園	街区公園	街区内の居住者向けの公園(小規模)	仲よし公園、王子公園など(378箇所)
	近隣公園	近隣の居住者向けの公園(小～中規模)	朝霧公園、上ヶ池公園など(16箇所)
	地区公園	徒歩圏内の居住者向けの公園(中規模)	大蔵海岸公園、金ヶ崎公園(2箇所)
都市基幹公園	総合公園	多様な利用を行う公園(大規模)	石ヶ谷公園、明石海浜公園(2箇所)
	運動公園	運動目的の公園(大規模)	17号池魚住みんな公園(1箇所)
大規模公園	広域公園	市町村域を超えて利用する公園(大規模)	県立明石公園(1箇所)
	レクリエーション都市	都市圏域内で利用する公園(超大規模)	—
国営公園		都府県域を超えて利用する公園(超大規模)	—
緩衝緑地等	特殊公園	風致、動植物園、墓園等の特殊な公園	石ヶ谷墓園(1箇所)
	緩衝緑地	公害・災害の防止を図る緑地	—
	都市緑地	都市の環境保全、都市景観向上を図る緑地	明石川左岸線緑地など(35箇所)
	緑道	都市生活の安全・快適性を確保する緑地	西明石緑道など(5箇所)



子ども広場

子ども広場とは、近隣に公園等の子どもの遊び場所がないため、自治会その他の地域団体が、土地所有者から土地を無償で貸借し、子どもの遊び場所として設置、管理及び運営する広場です。現在(2024年(令和6年)8月時点)、市内に17箇所設置されています。



西島子ども広場

② 公園のリニューアル

公園緑地は、年々増加し、現在は約470箇所を管理していますが、これらの施設においては、老朽化した施設もあります。比較的大規模な公園においては地域のニーズや利用状況、立地特性などを踏まえながら、リニューアルに取り組みます。また、身近にある小規模な公園については、どこも同じような公園とするのではなく、周辺に立地するほかの公園や周辺環境の特性なども踏まえ、機能を分担することについて検討していきます。



同一の機能を有していた近隣の公園例



明南町中公園の遊具設置状況

注1) 2つの公園ともグラウンドとして利用されていましたが、明南町中公園については、グラウンドを縮小して遊具を設置しました。

解説

公園の機能分担

特に近隣に位置する身近な公園については、それぞれ同じような施設内容の公園を画一的に配置するのではなく、周辺環境や地域のニーズなどを踏まえながら、「遊具遊びに特化した公園」や、「憩い・やすらぎの公園」、「広場をメインとした公園」など、利用目的や機能を公園ごとに分担して整備することで、既存の公園ストックを有効に活用し、特色ある公園づくりを進めることができます。

③ 道路の整備

新たに整備する幹線道路は、道路周辺のみどりや土地利用の状況を踏まえ、必要に応じて街路樹を配置することで、統一感のある調和のとれた景観を形成するとともに、駅周辺などではベンチの設置や道路空間の利活用など、快適で賑わいや憩いのある道づくりに取り組みます。



道路断面のイメージ



西新町駅前広場

④ 公共施設等の緑化

本市では、学校や下水処理場のほか、各種公共施設において、植栽地等の整備を行っており、今後も公共施設等において、緑化を推進していきます。

特に学校園庭においては、こどもの体力向上を図り、心身ともにたくましく生きることのできるこどもを育成するため、芝生化に取り組んできました。本事業の実施にあたっては、保護者や PTA、自治会等の地域団体、ボランティアなど多くの人の参画と共創のもとに推進しています。

現在、学校園庭等の芝生化は、市立の幼・小・中・養護学校等、合わせて 50 校園で実施しており、今後も適切な維持管理に取り組んでいきます。



学校中庭の芝生化(朝霧中学校)

⑤ 支援制度の活用

市民等の緑化活動を促進するため、兵庫県が花苗、低木苗木、肥料、花の土、小型プランター等を提供する「緑化資材の提供事業」や、県民緑税を活用して県民による植樹や芝生化などの緑化活動に対して補助を行う「県民まちなみ緑化事業」の活用促進を図るとともに、市の花壇コンクールや、記念植樹等の取組を推進します。



記念植樹(播陽幼稚園)

解説 明石市花壇コンクール

本市では、地域住民の自主性に根ざした「花とみどりにつつまれた美しく住みよい地域づくり」を積極的に推進しており、参加者が花づくりを楽しみながら健康増進を図るとともに、参加者同士の交流の場をつくることを目的に花壇コンクール事業を実施しています。

本事業では、登録いただいた団体に対して秋に花苗を配付し、翌年の春に各団体が植栽した花壇を審査して優秀な団体を表彰しています。現在、約 150 団体が、さまざまな工夫を凝らした花壇づくりに取り組まれています。

明石市花壇コンクール受賞花壇

⑥ 駅前花壇などの整備

本市ではこれまで、まちの顔となる駅前等において、ボランティア花壇の実施に取り組んできました。こうした取組を継続的に実施していくとともに、今後は、さらに山陽電鉄等の駅前においてもボランティア花壇の整備に向けて関係各所に働きかけていきます。また、地域におけるシンボルツリーの植樹についても、関係各所に働きかけ、人が目にするみどりを増やしていきます。

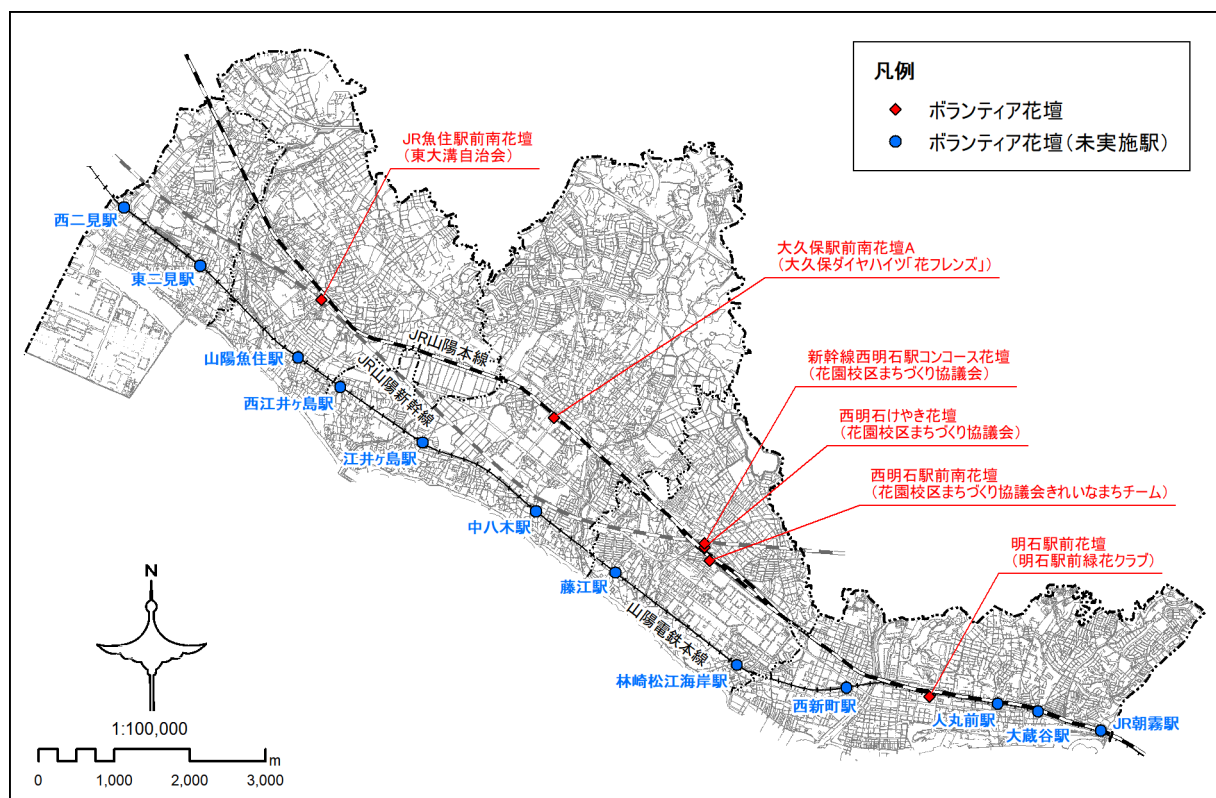
指定管理者制度を導入している公園や、市民センターなどの公共施設においても、花壇の整備を働きかけ、こうした花壇づくりをきっかけに、みどりへの関心を高めていきます。



駅前花壇(JR 大久保駅)



駅前花壇(明石駅)



ボランティア花壇位置図



ボランティア花壇

現在、本市では市民ボランティア団体が市内の駅前など計6箇所で花壇の植栽や維持管理を行っています。市民による自主的な緑化活動により、市民との共創によるまちづくりを推進し、これまでみどりの少なかった地域に彩りと潤いを与えるとともに、地域が美しくなることで治安の向上が期待できます。

⑦ 条例等による緑化推進

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」や本市の開発条例、環境基本条例等のみどりに関する法令等に基づき、緑化を推進していきます。

また、工場緑地については、「明石市工場立地法地域準則条例」等により緑地面積率を緩和しましたが、同条例では努力義務として緑地の質的な充実などに積極的に取り組むことも定めています。さらには、緑地面積率の緩和とあわせて、「明石市工場緑化助成制度」を創設し、緑化義務を上回る取組を支援しています。今後も、法令等の趣旨を踏まえ緑化を推進していきます。



開発条例に基づき整備された公園



保護樹木(住吉神社のフジ)



解説

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」

本条例は、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、公害防止や自然環境保全、緑化推進等について定めています。特に、緑化推進に関わる場所では、公共施設や工場敷地、建築物及びその敷地等について、緑化基準を設けて緑化を推進することとしています。



解説

「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」

本条例は、良好な住環境の形成と快適で安全なまちづくりの実現に寄与することを目的として、開発行為に対する手続や各主体の責務を定めています。本条例では、一定規模以上の住宅開発等を行う場合は、規則で定める公園又は緑地を設置することになっています。



参考

明石市工場緑化等に関するガイドライン

製造業等の工場緑地面積率を緩和するにあたり、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和等を図るため、SDGsの理念に基づき、経済、環境、社会の三側面に配慮した取組の具体的な指針としてガイドラインを定めました。



(3) みどりの活用

本市には、美しい海岸線やため池、田畑、里山など、さまざまな地域資源があります。こうした明石らしい景観などを最大限活用し、ウェルビーイングの向上など、みんなが生き生きと暮らせるまちづくりを進めていきます。

① 賑わいの創出

本市には、特性の異なるさまざまな公園があります。桜と梅の名所として知られる石ヶ谷公園においては、広場や乗馬場、バーベキュー許可エリア、恐竜を模した大型複合遊具などがあり、豊かな自然などを生かしたイベントを実施しています。また、明石海峡大橋を望むことができる大蔵海岸公園においては、砂浜と磯浜があり、砂浜は海水浴やビーチスポーツで利用され、磯浜においては海の生きものにふれることができます。そのほか、遊具のある広場やフットサルなどが楽しめる多目的広場、バーベキュー施設などもあります。

こうした公園の特性などを生かした取組を推進するほか、地域に密着した公園においては、地域住民のつながりや地域への愛着の醸成につながるような取組を促進していきます。



さつまいも収穫祭(石ヶ谷公園)



ラベンダーフェスティバル(石ヶ谷公園)



海水浴(大蔵海岸公園)



磯遊び(大蔵海岸公園)

解説

ウェルビーイング

ウェルビーイング(Well-being)とは、well(良い)と being(状態)からなる言葉です。

世界保健機関(WHO)では、ウェルビーイングについて、「個人や社会の良い状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される(翻訳)」と紹介しています。2015年(平成27年)の国連総会で採択されたSDGsの宣言文には、どんな社会にしたいかを述べる段落の中で「身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会」と目指す方向性が盛り込まれています。また、2030年(令和12年)までのSDGsの次の目標として、人々の主観的なウェルビーイングを重視した新たな国際目標「SWGs(Sustainable Well-being Goals / みんなで持続可能なウェルビーイングの状態を目指す)」をつくっていかうとする動きが始まっています。

参考) ベネッセ ウェルビーイング Lab「ウェルビーイングって何だろう」(<https://www.benesse.co.jp/well-being/about/index.html>)

② 健康の増進

高齢者の健康寿命の延長(フレイル予防)は喫緊の課題ですが、公園緑地等の「みどり」はフレイル予防のための受け皿になるとともに、望ましい地域環境での生活自体がフレイル予防に貢献するとも言われています。そのため本市では、みどりを生かした良好な景観形成に取り組むとともに、樹木による木陰やベンチなどの座れる場を浜の散歩道をはじめとした市内各所に設け、適切に維持管理を図ることで、歩きたくなるまちづくりに取り組んでいきます。また、公園においては、地域の声を聴きながら、健康遊具や手すりの設置などについて検討していくとともに、市民農園の活用など、みどりを活用した健康増進について検討していきます。



休憩施設(八木遺跡公園)



健康遊具(上ヶ池公園)

③ 情報発信の充実

公園などのみどりを有効に活用し、花とみどりの関心を高めるとともに、みんなが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、広報やホームページ、SNS 等を活用して、幅広い世代に開花やイベント、講習会などの各種情報発信に取り組みます。



石ヶ谷公園 HP



花と緑の学習園 SNS



明石海浜公園 SNS

基本方針 2 みどりで“人・生きもの・まち”を未来につなぐ

(1) 生物多様性の保全・回復

本市には、京阪神地域では数少ない自然海岸が残されているほか、ため池や農地、樹林など、多様な自然環境が広がっています。これらの自然環境の中で、さまざまな生きものが暮らしていますが、都市化の進展等に伴い、生きものが生息・生育できる環境が徐々に失われつつあります。こうした貴重な生きものや自然環境を将来へ引き継ぐためには、「ネイチャーポジティブ」の理念に基づき、積極的にその保全と回復に取り組んでいく必要があります。



まとまりのある自然が残る地域

出典) 明石市環境創造課「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」(2011年(平成23年)3月)p.52

解説

ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを意味します。今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10 倍～100 倍もの速度で生物が絶滅しているなど、いわゆるマイナスの状態にあります。この状況から、これまでの自然環境保全の取組だけではなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。2022年(令和4年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)や、G7 2030年自然協約などにおいても、その考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワードです。

① 生息・生育環境の保全

a) 里山の保全

里山は、樹林に暮らす生きものはもちろんのこと、周辺のため池・湿地や水田と林を行き来して生活する生きものにとって、欠かせない場所となっていることから、市内に残る貴重な里山の保全に向けた取組を実施していきます。

これまでも、金ヶ崎公園においては、竹林・散策路・水辺等の里山整備のほか、保育園児等を対象とした自然体験等を継続的に実施しています。こうした取組を市内に残る貴重な里山においても促進し、里山を保全していきます。



里山の整備状況



里山での昆虫観察



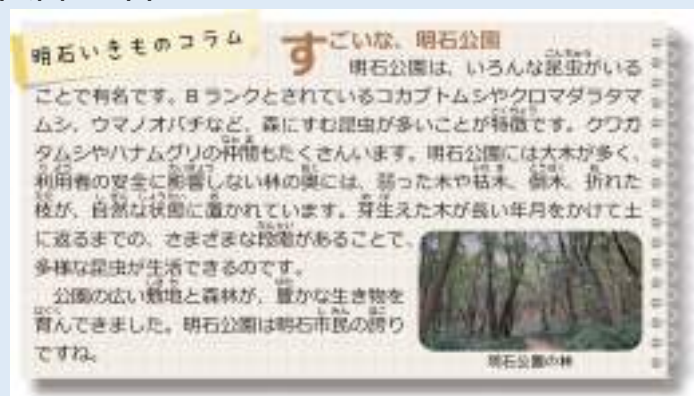
保育所の自然体験



小学校の環境体験学習



参考 明石公園の里山と生きもの



出典) 明石市 環境創造課「明石市の大切にしたい生きもの ～明石市レッドリスト～ガイドブック」(2022年(令和4年)4月)p.19

b) ため池の保全

昔から水不足に悩まされていた本市には、約 100 箇所のため池があり、こうしたため池には、水中や水辺において、抽水植物や浮葉植物などのさまざまな植物が生育しています。また、流れのない水の中で生活する昆虫や魚と、これをエサに集まる鳥など、たくさんの生きものが暮らしています。

ため池は、こうした生物多様性の保全といった機能のほか、都市環境の保全や良好な景観形成、雨水の一時貯留など、多面的な機能があり、市民生活に多くの恵みをもたらしていますが、市街化の進行で年々減少しています。こうしたことから、貴重なため池を保全し、次世代につないでいきます。



抽水植物 ヨシ



浮葉植物 ガガブタ



沈水植物 クロモ



浮遊植物 イヌタヌキモ

c) 農地の保全

本市には、中西部に広がる農地に加え、住宅地の中にも小さな田や畑が点在しています。こうした農地は、カエルやトンボ、水路に住むメダカやドジョウと、これらを食べる鳥、あぜのような明るい草地に生える植物など、多くの生きものを育んでいます。

本市では、「明石市農業基本計画」を策定し、担い手の育成など、さまざまな農業振興施策を通じて農地を保全していきます。

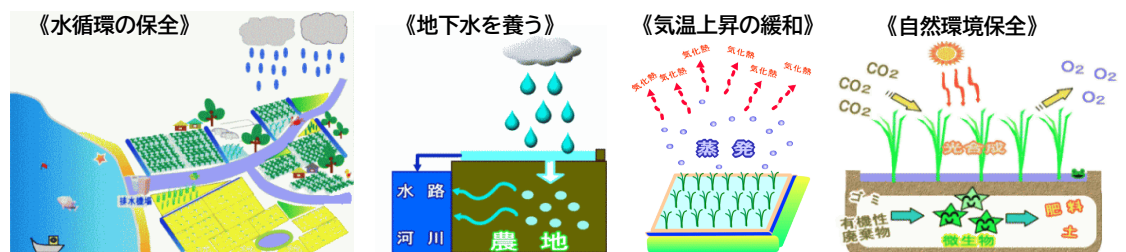


市内に残る農地(魚住町)

解説

農地の機能

農地は我々の「食」を支えているだけでなく、水循環の保全、地下水のかん養、気温上昇の緩和、自然環境の保全のほか、良好な景観の形成、文化の伝承などさまざまな働きを持っています。こうした機能は、我々の大切な財産であり、これを維持・発揮させるためにも、継続的に農業を行うことが重要です。

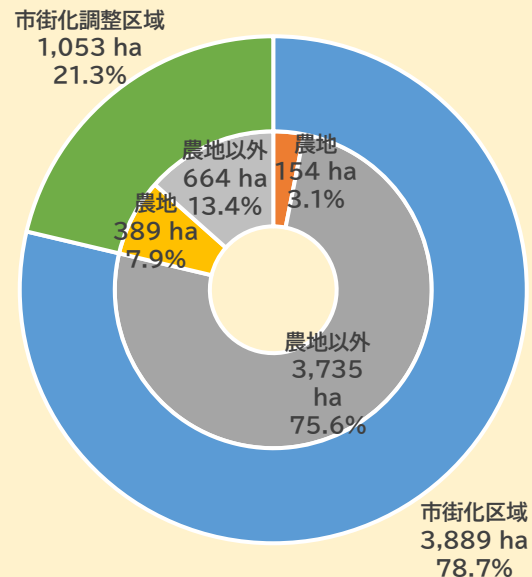
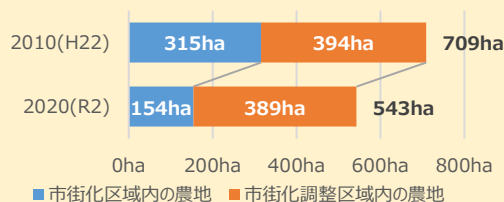


解説

本市の農地の面積規模

2020年(令和2年)時点で、本市の面積(4,942ha)のうち、大部分を占める市街化区域は3,889ha(市域の78.7%)あり、その内にも主に住宅地を中心に154ha(市域の3.1%)の農地が点在しています。また、市街化を抑える市街化調整区域は1,053ha(市域の21.3%)あり、そのうち、ある程度のまとまりのある農地は389ha(市域の7.9%)となっています。(右図)

なお、農地面積は、過去10年間で166ha減少(23.4%減少)しており、特に市街化区域内の農地は161ha減少(51.1%減少)しています。(下図)



出典) 明石市 農業振興課

② 生態系ネットワークの保全

2011 年(平成 23 年)策定の「生物多様性あかし戦略」では、生きものがまとまりのある自然とまちを行き来できるよう、河川や水路、公園や街路樹、家庭のみどりや孤立したみどりを、まもり・つくり・つなげる、「水と緑のネットワークづくり」を推進することとしています。

本計画ではこの戦略と密接に連携し、河川や緑地、緑道、街路樹など、生きものが円滑に移動できるよう、生態系ネットワークを保全していきます。



ため池(下川池)



河川(谷八木川)



海岸(藤江海岸)

解説

生態系ネットワーク

生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)とは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組です。ネットワークには地理的に連続している場合のほか、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれます。

生態系ネットワークの形成により、生物多様性の確保を図り、人と自然とのふれあいの場を提供することで、地域に社会面・経済面においてさまざまな効果をもたらすことが期待されます。

出典) 国土交通省パンフレット「川からはじまる 川から広がる 魅力ある地域づくり 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」(2019 年(平成 31 年))p.3



生態系ネットワークのイメージ

③ 希少種の保全

2019 年(平成 31 年)3 月に作成した「明石市レッドリスト」では、本市に生息・生育する貴重な生きものを 277 種選定しています。

こうした貴重な生きものを保全する取組として、貴崎小学校や林幼稚園、市内の民間企業のビオトープへのデンジソウの移植や、小学校の環境体験学習においてハマビシの保護活動などが行われています。また、本市は、毎年数箇所でおニバスの生育を確認できるおニバス王国です。そのため、希少な植物であるおニバスのことを知ってもらおうと、毎年おニバス観察会を開催しています。こうした取組を産官学民で連携・協力して継続的に取り組んでいきます。



オニバス観察会



オニバス



ハマビシ・レスキュー大作戦



デンジソウの域外保全



生物多様性の保全・回復

(作成予定)

④ 外来生物への対策

本市には、都市部では珍しいウミガメが上陸する美しい砂浜をはじめとして、ため池や河川など、豊かな自然があります。しかし、こうした自然環境も、近年、外来生物により、生態系が脅かされています。

その対策として、市民参画型のナガエツルノゲイトウやアカミミガメの防除、県立明石北高等学校によるクビアカツヤカミキリの被害調査など、市民等と連携・協力した活動に取り組んでいます。また、市内ではオオキンケイギクの生育も確認されており、発見したら駆除するよう、お願いしています。こうした取組を引き続き実施し、外来生物への対策に取り組んでいきます。



ナガエツルノゲイトウの防除



クビアカツヤカミキリの防除



アカミミガメの防除



ナガエツルノゲイトウの防除作業



オオキンケイギク



ナガエツルノゲイトウ

(作成予定)



生物多様性あかし戦略推進会議

生物多様性あかし戦略推進会議では、市とエコウイングあかしが中心となって、生物多様性あかし戦略の推進について、市民団体等と意見交換を行っています。また、ため池に定着した特定外来生物であるナガエツルノゲイトウの防除作業なども行っています。

⑤ 保全・回復に向けた普及啓発の推進

生きものの生息・生育空間に人間社会の「行政境界」という概念はありません。本市では、市域のほとんどが隣接し、複数の河川や豊かな里山・里海を共有する神戸市と、2023 年(令和 5 年)9 月に「神戸市と明石市の生物多様性を守り育てるための連携・協力に関する協定」を締結しました。

こうした協定の締結を踏まえ、生物多様性フォーラムやネイチャーツアー(自然観察会)の共同開催、本市の環境フェアに神戸市が出展するなど、市域を超えた取組の実施や、「明石市レッドリストガイドブック」(2022 年(令和 4 年)4 月作成)を活用した環境体験学習など、生物多様性の保全・回復に向けた普及啓発の推進に取り組んでいきます。



神戸市との協定の締結



生物多様性フォーラムの開催



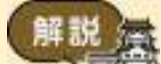
ネイチャーツアー海岸編



ネイチャーツアー里山編



西島新池での環境体験学習(オニバス観察)



明石市レッドリストガイドブック

本市では、2019 年(平成 31 年)3 月に市内に生息・生育するとされる種のうち、本市において絶滅の危機にある種、また、過去に生息・生育していましたが、現在見られない種のリストとして、「明石市の大切にしたい生きもの～明石市レッドリスト～」を作成しました。

そして、本情報をもとに、2022 年(令和 4 年)4 月に明石市レッドリストで選定した 277 種の貴重な野生生物のイラストや写真を掲載した「明石市レッドリストガイドブック」を作成しました。

本市ではどのような生きものが減ってきているのか、また、多くの人が暮らす都会でありながら、意外と多くの生きものたちが身近にいること、そんな生きものたちが生きる自然について、知っていただければと思います。



(2) 都市環境の保全

地球温暖化の進行に伴い、気候変動が加速しています。これにより、近年では集中豪雨が頻発し、大規模な風水害の増加など、災害が激甚化・頻発化しています。こうした気候変動への対策として、本市ではグリーンインフラを活用し、集中豪雨や暑熱への対策に取り組んでいます。

解説 グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

これからの時代は、あらゆる社会資本整備やまちづくり等においてグリーンインフラを組み込むことにより、人々が社会において自然を守り育てるとともに、自然から持続的にその恩恵を受けながら、その中で様々な活動を行うという「自然と共生する社会」の実現を目指しています。

参考) 国土交通省「グリーンインフラ推進戦略 2023」(2023 年(令和5年)9月)



① 集中豪雨への対策

集中豪雨が頻発していることから、その対策として、緑地の保全など、グリーンインフラの活用に取り組んでいます。公共施設においては、植物や裸地といった自然的な空間を確保するとともに、透水性舗装や浸透柵など、浸透施設の設置に取り組んでいます。



解説

雨水貯留施設(17号池魚住みんな公園)

17号池魚住みんな公園は、周囲を土手で囲んだ構造としており、集中豪雨や台風等の場合は、雨水を一時的に貯留させる機能があります(計画貯留容量:約10,000 m³)。これにより雨水の流出を抑制し、下流水路への負担や周辺地域の浸水被害の軽減を図ります。



② 暑熱への対策

植物には蒸散作用により、周囲の温度を下げる効果があります。また、公園樹木や街路樹は日射を遮り、緑陰をつくることで夏の炎天下でも快適な環境を創出します。

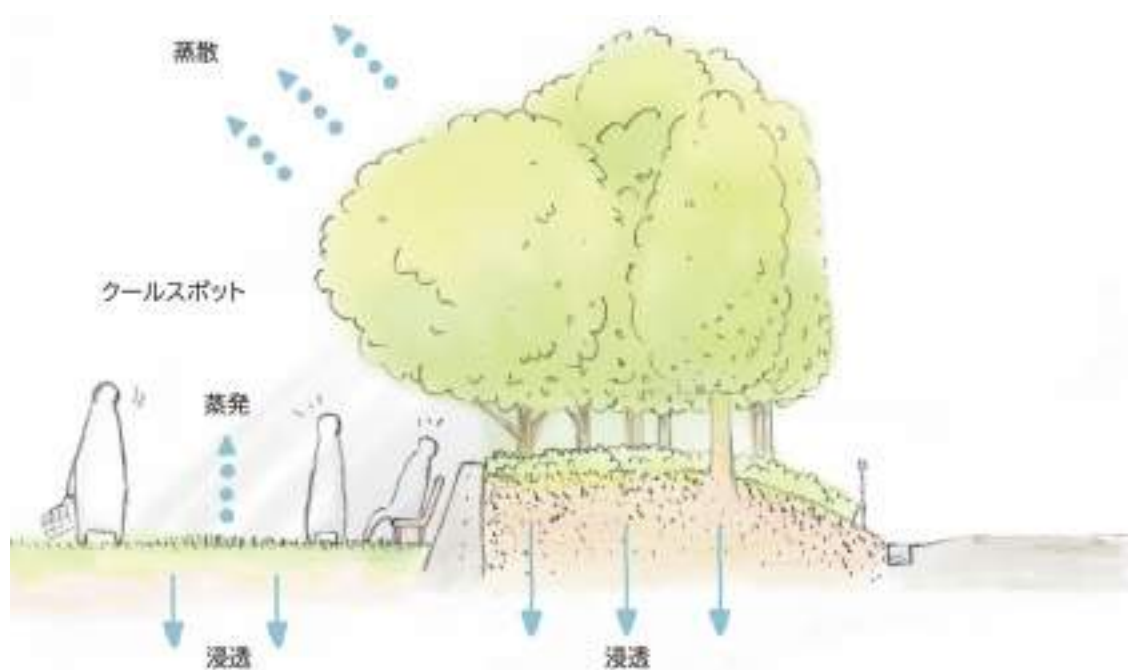
本市では、こうした植物が有する機能を最大限活用するため、農地や緑地、公園樹木、街路樹を適切に維持管理するとともに、植樹を推進することで、みどりのクールスポットをつくり、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。



クールスポット(明石公園)



緑陰(上ヶ池公園)



解説 みどりのクールスポット

夏の暑さは年々厳しさを増しています。コンクリートに囲まれた都市空間において、近年、暑熱対策として重要性を増しているのが都市緑化です。

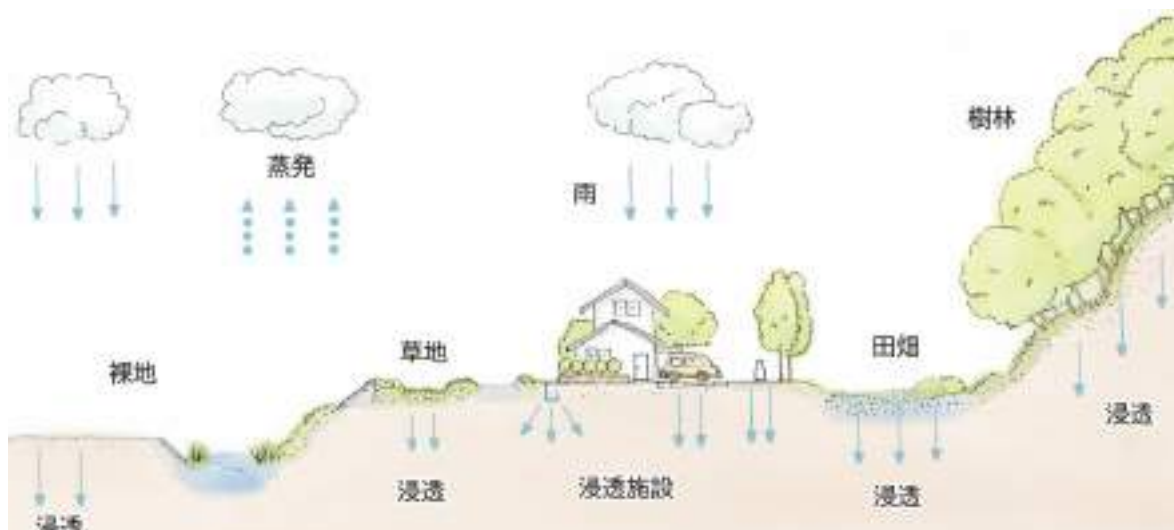
植物として緑は、直射日光を遮るとともに、植物自体も熱伝導率が低く熱くなりにくいいため輻射熱も抑えられます。さらに、植物の蒸散作用や、植物や土に含まれる水分が蒸発することで気化熱の作用により周囲の気温を低下させます。なお、近年まちなかで見られるミスト施設と組み合わせることでさらに効果を発揮します。



出典) 国土交通省パンフレット「緑陰施設でつくる まちなかみどりのクールスポット」

③ 水循環の保全

本市の田畑や裸地といったみどりは減少傾向にあります。樹林や草地、田畑、裸地などは雨水を浸透させる機能があることから、こうした自然環境を保全し、ヒートアイランド現象の緩和のほか、水循環の保全に取り組んでいきます。



④ 脱炭素の推進

本市では、2020年(令和2年)3月に「気候非常事態宣言」を表明し、2050年(令和32年)までにCO₂排出量と吸収量の均衡をとる「実質ゼロ」(カーボンニュートラル)を目指すこととしています。

こうした状況を踏まえ、植物の光合成作用を最大限活用し、CO₂の吸収源となる樹林等の保全や植樹による緑化推進を図るとともに、里海においてもアマモ場の再生促進に取り組みます。



海の豊かさを守り育てる

「海のゆりかご」アマモ場の再生を応援

アマモは海草の一種で、海底に生えています。アマモがたくさん生えている場所をアマモ場といいます。魚の産卵場・隠れ場・えさ場など、いろいろな役割を持っていることから、アマモ場は「海のゆりかご」と呼ばれています。

アマモ場の役割

- ・小魚のすみか・魚の産卵場所
- ・生き物に必要な酸素をつくる
- ・二酸化炭素を吸収する
- ・小魚のエサになる生き物が隠れ、集まる

アマモの種子採集を行いました

採集した種は熟成させ、2〜3月ごろに海に植え、アマモ場を増やします。

6月10日 江村海岸

アマモ場の魚たち

- メバル
- コウジウオ
- ワタナゴ

海の豊かさを守り育てるアマモ場の再生(広報あかし 1408号)

解説 カarbonニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年(令和2年)10月、政府は2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる人為的な「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

出典) 環境省 脱炭素ポータル HP「カーボンニュートラルとは」



⑤ 資源循環の推進

2022年(令和4年)4月に策定した「第3次明石市環境基本計画」においては、循環型社会の実現を目指してごみの3R(発生抑制・再使用・再利用)を推進することとしています。

こうした状況を踏まえ、石ヶ谷公園や明石海浜公園、金ヶ崎公園などの自然豊かな公園においては、剪定枝や落ち葉などを活用した取組について検討します。また、本市では、「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に、ごみの減量と再資源化に向けた取組を進めており、2024年(令和6年)9月には、ソーラー発電で自動駆動するバイオ式生ごみ処理機「スマートコンポスト」を用いて、市内の小学校で生ごみを堆肥化するパイロット事業を行いました。こうした取組を継続し、資源循環の推進に取り組んでいきます。



生ごみ減量化大作戦ガイドブック



ゼロ・ウェイストあかし(ごみ減量通信)



ゴミ処理量の実績報告



バイオ式生ごみ処理機



現地説明会の様子



学校給食から出る調理くず



石ヶ谷公園



明石海浜公園



金ヶ崎公園

基本方針 3 みどりで“みんなのつながり”をはぐくむ

(1) まちへの愛着の醸成

新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのつながりや暮らし方、働き方に対する意識が大きく変わりました。改めて、地域への親しみや住民同士のつながりを深めるため、市民との共創による取組や、環境体験学習等の実施を推進し、まちへの愛着を育むことが求められています。

① 環境体験学習の実施

小学校における環境体験学習などによって、まちの自然を知り、環境への理解を深めることができるよう、関係機関との連携強化に取り組んでいきます。

解説 環境体験学習

本市では、小学校3年生を対象にした「環境体験事業」を実施しています。自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながりを肌で感じながら、人間形成の重要な時期に、自然の美しさ感動する心を育むとともに、かけがえのない命について学んでいこうとするものです。

また、小学5年生では「自然学校」も実施しており、ここでは、豊かな自然の中でさまざまな活動を通して、自分で考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成することを目的として実施しています。



(作成予定)

(作成予定)

(2) みどりの担い手の育成

社会が急速に変化する中、都市化により市民がみどりにふれる機会が減少しています。また、自治会加入率の低下や高齢化などにより、みどりの担い手も減少しています。こうした状況を踏まえ、みどりに関する学習機会を充実させるとともに、みどりへの関心を高めるイベントの開催やみどり関連団体との連携・交流を促進し、みどりの担い手の育成に取り組んでいきます。

① 学習機会の充実

本市の「花と緑の学習園」においては、「はな・みど倶楽部」や講習会などの取組を実施しています。「はな・みど倶楽部」では、ボランティアと本市の緑化相談員が一緒になって、見本園の管理を行っています。また、講習会では、園芸や菊花に関する教室などを行っています。

そのほか、市民環境教育リーダー育成講座を開催するなど、環境教育をコーディネートできる人材の育成に取り組んでいます。こうした取組を継続的に実施し、緑化や環境に関する学習機会の充実に取り組んでいます。



はな・みど倶楽部の活動状況



講習会の実施状況



市民環境教育リーダー育成講座

解説 花と緑の学習園

総合的な都市緑化対策を推進するために1986年(昭和61年)6月に当時の建設省から「都市緑化対策推進要綱」の通達が出され、都市住民に対する緑化に関する指導等を行うことを目的として全国的に「都市緑化植物園事業」が始まりました。本市においても当時整備中であった上ヶ池公園(面積2.6haの近隣公園)の北西の方形の区画2,500㎡を都市緑化植物園の候補地として計画し、上ヶ池公園整備に引き続き都市緑化植物園を整備し、「見て」「学び」「相談」する場として名称を「花と緑の学習園」と定め、1990年(平成2年)に西明石緑道の完成に合わせて開設しました。

花と緑の学習園では、花と緑の相談のほか、園芸の講習会、展示会の開催(山野草展、小品盆栽展)、図書の閲覧、花壇コンクール事務、緑化ボランティア、はな・みど倶楽部などを行っています。



② みどりへの関心を高めるイベントの実施

2024 年度(令和 6 年度)の開催で第 32 回(明石での開催は第 18 回)を迎えた「ひょうごまちなみガーデンショー」や、同じく第 96 回を迎えた「明石公園菊花展覧会」、花と緑の学習園で開催している「山野草展」や「小品盆栽展」など、今後も継続的に花とみどりへの関心を高めるイベントの開催に取り組んでいきます。

特に、歴史のある菊花展覧会においては、幼少期から市の花である菊に親しんでもらおうと、市内の保育園や幼稚園、小学校などに菊苗や資材を配布し、それを育てていただき、展覧会に出品していただいています。また、菊花展覧会を題材とした児童写生作品展も開催しています。

そのほか、公園や道路、駅前などの人通りが多いところに、花壇などのみどりを増やし、まちに彩りとうるおいを創出します。こうした取組を継続的に実施し、みどりへの関心をさらに高めていきます。



ひょうごまちなみガーデンショー



花と緑の学習園(ひょうごまちなみガーデンショー サテライト会場)



明石公園菊花展覧会



菊花展覧会



菊花展覧会 フォトコンテスト



菊花展覧会 写生作品展

参考) 各イベントの開催主体は以下のとおり。

ひょうごまちなみガーデンショー 主催:ひょうごまちなみガーデンショー実行委員会
共催:兵庫県、明石市、(公財)兵庫県園芸・公園協会
菊花展覧会 主催:兵庫県、明石市、明石公園菊花展覧会実行委員会
山野草展 主催:明石市、明石草友会
小品盆栽展 主催:明石小品盆栽クラブ伯樹会
共催:明石市

解説

市の花・市の木

「キク」が市の花として、「キンモクセイ」が市の木として定められたのは明石市誕生から 50 年の節目となった 1969 年(昭和 44 年)のことです。市制 50 周年の記念行事として、市民の皆さんの投票により、多数の候補の中から選ばれたものを定めたものです。

市民の皆さまからの応募総数 1,084 通のうち「キク」が 850 通で、2位以下のパンジー、ボタン、カーネーションを大きく引き離しての1位でした。キクは開花時期の秋には明石公園で菊花展覧会が開かれるなど、一番郷土を意識させる花として人気があったことから選ばれたものです。

なお、市の木「キンモクセイ」も同様に選定され、排気ガスなどに弱いことから、指標木として公害を監視するという意味で定められました。

また、「郷土の花」の選定は、社団法人日本植物友の会が昭和 30~40 年代に提唱し、全国で選定が進められました。兵庫県内で本市と同様、「キク」を郷土の花としているのは高砂市と播磨町で、多可町ではキクの仲間のノギクを町の花に、兵庫県ではノジギクを県の花としています。



市の花:キク



市の木:キンモクセイ

解説

「ひょうごまちなみガーデンショー」・「明石公園菊花展覧会」

「ひょうごまちなみガーデンショー」は、明石公園をメイン会場として、寄せ植えやハンギングバスケットなどガーデンコンパ出展作品の展示やガーデニング相談などの催しが実施される関西最大級の花とみどりの祭典です。

また、「明石公園菊花展覧会」は、1924 年(大正 13 年)頃に兵庫県農業試験場の職員だった立石技師が、懸崖菊等を事務所などに展示したのが評判になり、当時の磯野鶴太郎明石市長と商工会議所会頭であった木下吉左衛門氏らが、兵庫県に働きかけて明石公園協賛会を設立し、1926 年(大正 15 年)10 月に第1回の菊花展覧会を明石公園で開催したのが始まりです。以後、戦争により 1944 年(昭和 19 年)から 1946 年(昭和 21 年)までの3年間は中止されましたが、現在では日本でも有数の歴史と伝統のある菊花展覧会となっています。

③ みどり関係団体との連携・交流の促進

本市の広報やホームページ、SNS などを活用し、幅広い世代にみどりに関するさまざまな情報を発信し、花とみどりへの関心を高めていきます。

本市におけるみどりに関連する団体として、淡路景観園芸学校や、花と緑のまちづくりセンター、あかねカレッジ、エコウイングあかし、公園愛護会などがあります。みどりに関するさまざまな情報を発信していくことで、その担い手の裾野を広げるとともに、こうした団体との連携・交流の促進を図る取組について検討していきます。



あかねカレッジの花壇



エコウイングあかしの
環境カフェ

解説

淡路景観園芸学校

淡路景観園芸学校は「いきもの」に対する人類共通の畏敬の念と愛情をもとに、常に人と自然の密接な関係の媒体となってきた花とみどりを中心にして、地域独自の風土や文化の創造、自然環境の保全に資する「景観園芸」を実践する学校です。

ここでは、先達から受け継がれた知恵を学びながら、新しい知恵を生み出し実践する教育研究の場として、またそれらが人々に広まっていく出発点となることを目標として、社会に資する指導者や情報を育んでいます。



カラーガーデン

解説

花と緑のまちづくりセンター

花と緑のまちづくりセンターは、兵庫県が策定した「ひょうご花緑創造プラン」に示された理念「花と緑の多様な役割・効果を県民、団体、事業者、行政の間で共有し、共に取り組み（『育み』）、その成果・効果・実感（『恵み』）を受けた『ゆたかな暮らし』の実現」の達成に向け、花と緑あふれる快適な美しいまちなみに一層変えていくための県民による花緑団体のさまざまな活動を支援する中核的な役割を担っています。



緑の相談所

解説

あかねカレッジ

あかねカレッジは、60歳以上の明石市民であれば誰でも入学できる、開かれた学びの場所です。あかねカレッジでは、わくわくする学びや、仲間との出会い、広がる視野、新しい人生のきっかけが提供されます。数多くの講座から自由に選択できる「ライトコース」や、特定のテーマを1年かけて広く学ぶ「科目別コース」、学びの生かし方を学ぶ「地域 de 活かすコース」と、学びたいスタイルにあわせて、3つのコースから選択できます。



解説

エコウイングあかし

エコウイングあかしとは、明石市環境基本計画を市民・事業者・行政が協働で実行・推進するために創られた団体です。明石市のパートナーシップ組織としてネットワークのプラットフォームの役割を担い、本市が目指す環境像の実現に向けて取り組んでいる市民・市民団体・事業者をつなぎ、明石市環境基本計画に基づく各個別計画の取組を推進しています。



4-3 重点的な取組

3つの基本方針に基づき、みどりが持つ多様な効果・効用を生かしたさまざまな取組を展開するとともに、みどりの将来像実現に向けた取組として、新たに5つ事業を重点的に推進していきます。

重点的取組 1 支援制度・表彰制度の創設

《基本方針1 (2)みどりの創出》

日常生活で目にするみどりを増やし、みどりの質を上げていくため、既存の支援制度を活用しつつ、生垣・フェンス緑化など住宅地への植栽に対する助成金のほか、緑化相談員の派遣など、支援制度の創設に取り組んでいきます。また、住宅地・工業地・商業地のみどりを対象として、社会・環境に貢献している優良なみどりを表彰する制度の創設にも取り組んでいきます。



重点的取組 2 こどもの外遊びの促進

《基本方針1 (3)みどりの活用》

こどもの健やかな成長には、外遊びが必要不可欠ですが、近年、社会環境の変化などにより、こどもの外遊びが減少しています。そのため、本市ではこどもが五感を生かして、自分の責任で自由に遊べるプレーパークの実施に取り組めます。

2024 年度(令和 6 年度)は、石ヶ谷公園や大蔵海岸公園など、特性の異なる 4 箇所の公園において、こどもたちの声から生まれた「あかし 1DAY プレーパーク」を実施したところ、4回で約 3,500 人の方が参加されました。そうした状況などを踏まえ、2025 年度(令和 7 年度)から、“明石らしい”プレーパークを実施していきます。



大蔵海岸公園



明石公園



石ヶ谷公園



上ヶ池公園



プレーパーク

(作成予定)



あかし 1DAY プレーパーク

重点的取組 3 自然共生サイトの認定

《基本方針2 (1)生物多様性の保全・回復》

生物多様性国家戦略が改定され、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30」目標が掲げられています。本市においても、30by30 アライアンスに参加するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地域の多様な主体と連携しながら、自然共生サイトの認定に向けた取組を推進していきます。また、生物多様性の保全・回復に資する施設整備についても検討します。



30by30 イメージ図

出典) 環境省 生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局 HP

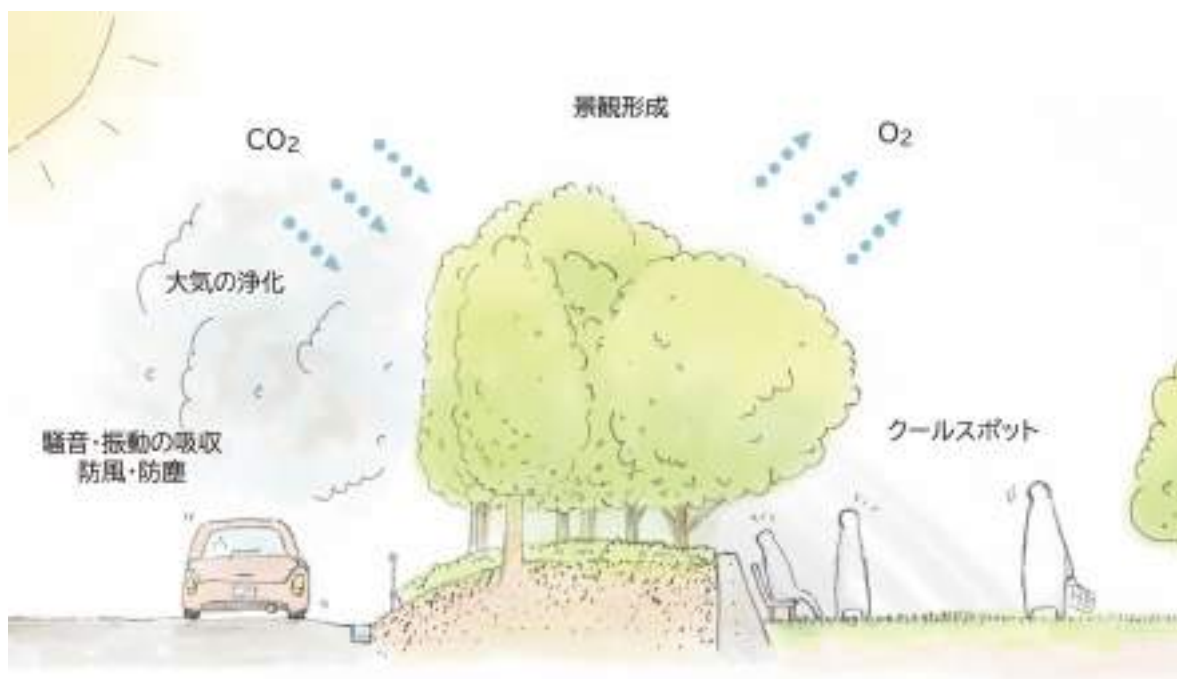


30by30 アライアンスロゴ
30by30 アライアンスは、この目標をみんなで進めていくためのリーダーであり、応援団です。

重点的取組 4 植樹の推進

《基本方針2 (2)都市環境の保全》

樹木は、美しい景観を形成するだけではなく、クールスポットとなるなど、ヒートアイランド現象を緩和する機能があり、暑熱対策となります。また、光合成作用により CO_2 の吸収源となることから、脱炭素の推進にも寄与します。こうした機能を有する樹木ですが、公園においては、老齢化などによる枯れ木が増加しています。こうしたことから、地域の声を聴きながら、公園などの公共施設への植樹を推進し、都市環境を保全していきます。



重点的取組 5 市民との共創の推進

《基本方針3 (1)まちへの愛着の醸成》

本市の道路・海岸・公園・駅前等の公共施設の管理にあたっては、道路モニターや海岸モニターによる異常等の通報や、公園愛護会による清掃・点検のほか、緑化ボランティアによる花壇管理、アダプトプログラムによる植栽管理など、市民や各種団体の皆さまに重要な役割を担っていただいています。そのほか、ボランティアによる海岸清掃やまちづくり協議会による里山整備なども行われています。

2024 年度(令和 6 年度)には明石市公式 LINE を開始し、それにより、情報の発信だけではなく、海岸や公園、道路などの不具合を簡単に通報していただけるようになりました。また、あかし SDGs パートナース(市に登録された SDGs に積極的に取り組む市民団体や事業者など)に情報を提供するなど、みんなで SDGs の達成に向けて取り組んでいきます。こうした市民等との共創による取組をさらに推進していきます。



緑化ボランティアの活動(JR 大久保駅前)



ビーチクリーンのお知らせ(広報あかし 1415 号)



明石市公式 LINE のお知らせ(広報あかし 1415 号)



あかし SDGs パートナース

4-4 取組目標

取組内容について、その進捗を確認するための指標として、以下のとおり計画年度における目標値を設定しました。

基本方針1：みどりで“住みたいまち”をつくる

(1)みどりの保全

指 標	現状値	目標値	掲載頁
公園愛護会が活動している公園数	277 箇所	現状値以上	p.27
遊具の安全点検の回数	3 回/年	現状値以上	p.29

(2)みどりの創出

重点1 支援制度の創設	—	2026 年度 までに創設	p.61
ボランティア花壇の箇所数	6 箇所	12 箇所	p.38

(3)みどりの活用

公園におけるイベント回数	39 回/年	現状値以上	p.40
自治会等による公園の活用回数	81 回/年	現状値以上	p.40
重点2 プレーパークの実施	—	10 回/年	p.62

基本方針2：みどりで“人・生きもの・まち”を未来につなぐ

(1)生物多様性の保全・回復

指 標	現状値	目標値	掲載頁
重点3 自然共生サイトの認定箇所数	—	1 箇所以上	p.63

(2)都市環境の保全

重点4 植樹本数	—	100 本以上	p.63
-----------------	---	---------	------

基本方針3：みどりで“みんなのつながり”をはぐくむ

(1)まちへの愛着の醸成

指 標	現状値	目標値	掲載頁
重点5 あかしSDGs パートナーズへの情報提供数	—	100 回	p.64

(2)みどりの担い手の育成

花壇コンクール参加団体数	144 団体	現状値以上	p.58
--------------	--------	-------	------

第5章 計画の実現に向けて

5-1 推進体制と各主体の役割

みどりの将来像の実現に向けて、これまで以上に市民等との連携や共創による取組が必要となります。そのため、市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、取組を推進していきます。



各主体の役割

5-2 進行管理

市民、市民団体、事業者、行政が共創しながら、本計画を推進し、PDCA サイクルの考え方に基づき、計画のスパイラルアップを目指します。

計画期間は、2025 年度(令和 7 年度)～2034 年度(令和 16 年度)の 10 年間であることから、毎年度、取組の進行状況を点検・把握し、次年度の取組に反映させるとともに、中間年度にあたる 2029 年度(令和 11 年度)には、計画の進行状況の総点検・評価を行い、社会情勢の変化等に応じて取組内容の見直しを行います。



PDCA による進行管理



年度別のスケジュール

資料編

- (1) 用語解説
- (2) 改定の経緯
- (3) 検討委員会 設置要綱・運営要領
- (4) 検討委員会 構成員

第1章 社会の基本事項
第2章 みずのりの特長と 社会からの期待
第3章 みずのりの開発 と社会目標
第4章 社会事業に 向けた取組
第5章 社会の発展 に向けて
資料編

(1) 用語解説

【あ行】

アカミミガメ	北アメリカ南部(アメリカ、メキシコ)原産のカメで、幼体の「ミドリガメ」がペット用に国内に持ちこまれました。池や流れのゆるやかな川などに生息し、雑食性で、水草や藻などの植物も、魚類、甲殻類、水生昆虫などの動物も食べます。そのため、これらの生物への影響があることや、在来のカメ類と競合することから、外来生物法により、条件付特定外来生物(特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする(規制の一部がかからない)生物の通称)に指定されています。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国民一人一人が、自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、自身に合った生活を実践していくものです。
アマモ	沈水性の多年草で、日本中の波の穏やかな内海や内湾域の砂泥域に生育します。葉は稲に似ており、長さ 50～100cm 程度になります。アマモが大規模に繁茂した群落は「アマモ場」と呼ばれ、生きものの生息・産卵・保育場所として、また、良好な漁場として機能します。
インクルーシブ社会	多様性が尊重され、障害の有無や程度、年齢、性別、国籍等によって、差別され、排除され、取り残され、又は社会の一員として分け隔てられることなく、誰もが地域で安心して楽しみながら生活することができる社会のことです。
雨水一時貯留施設	浸水被害を軽減することを目的として策定した「明石市総合浸水対策計画」においては、公園や学校の校庭、公共駐車場など、比較的広い面積がある公共用地(地下部分を含む)の周囲にブロックを積んだり、排水施設でせき止めるなどして雨水を一時的に貯留する施設です。
SDGs	2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて採択された、2030(令和 12)年を期限とする国際社会全体の開発目標のこと。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策など包括的な 17 の目標を設定しています。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められています。
オオキンケイギク	北アメリカ原産の多年草で高さは 30～70cm、5 月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、2006 年(平成 18 年)に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されました。
屋上緑化	建築物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できます。
オニバス	本州、四国、九州のやや富栄養化した湖沼、ため池、河川などに生育するスイレン科の一年生浮葉植物のこと。植物体全体に鋭い刺があり、茎は塊状、葉は根生します。生長した浮葉の直径は 0.3～1.5m、ときに 2.0mを超えます。池沼の開発や水質汚濁、土地造成等により減少しており、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されています。
温室効果ガス	地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称のこと。従来から問題となっていた二酸化炭素(CO ₂)のほかにも、メタン(CH ₄)、フロン、亜酸化窒素(N ₂ O)なども温室効果を引き起こし、単位量あたりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされています。

【か行】

共生社会	これまでは必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題となっています。
クビアカツヤカミキリ	中国・モンゴル・朝鮮半島・台湾・ベトナムなどに分布する甲虫で、輸入木材などに幼虫が紛れて国内に侵入したと考えられています。国内では、サクラ・モモ・ウメなど

	の主にバラ科の樹木に発生し、寄生された樹木は、幼虫に木の内部を食い荒らされるため、衰弱して枯死します。外来生物法により、特定外来生物に指定されています。
景観行政団体	景観法(2004 年(平成 16 年)12 月施行)に基いて各種施策を実施する行政団体のこと。本市は、景観行政団体であり、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制のほか、景観協議会を設立・運営、景観形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観整備機構として指定するなどの業務を行っています。
こどもまんなか社会	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を中心に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするものです。
【さ行】	
里海	里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められ、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。健全な里海は、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれます。
里山(里地里山)	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきたものです。また、里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域といえます。
市街化区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。
市街化調整区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域のこと。当該区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。
自然共生社会	新・生物多様性国家戦略(2001 年(平成 13 年)地球環境保全関係閣僚会議決定)では、生物種の絶滅回避など3つの目標を設定した目的として「生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築する」ことがあげられました。また、2007 年(平成 19 年)に閣議決定された 21 世紀環境立国戦略では、「自然共生社会」の実現は、持続可能な社会を目指すために低炭素社会、循環型社会の実現とともに必要な3本柱であるとされました。自然との共生は欧米では理解されにくい概念でしたが、生物多様性条約 COP10(2010 年(平成 22 年)名古屋開催)で採択された生物多様性の世界目標(愛知目標)の中で 50 年後に目指すべき世界像を自然と共生する社会とすることが日本の提案により合意されました。
循環型社会	20 世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになりました。2000 年(平成 12 年)に日本は循環型社会を目指す「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義し、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない、(2)出たごみはできるだけ利用する、(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分する—の3つを提示しています。
食育	本市では、「明石の恵を大切に！元気なまち明石」を目指して、全ての市民が健康でこころ豊かな生活ができるよう、明石の恵みを大切にした食文化を未来につなげ、自然にやさしい食環境づくり、健康づくりに向けて取り組んでいます。
生態系	一定の場所にすむ全ての生きものとその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して1つのまとまりとして捉えたもののこと。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素で、海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系ですが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系があり得ます。
生物多様性	あらゆる生きものの種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のことを言い、さらに、生きものが過去から未来へと

伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの段階があります。

【た行】

脱炭素社会	2014年(平成26年)11月に出されたIPCC第5次評価報告書では、世界の平均気温が1850年から1900年平均比で2度以内に収まるためには、2100年で73%から107%の温室効果ガスの削減が必要とされました。また、2015年(平成27年)末に合意されたパリ協定では、世界の気温上昇を2度未満とする目標が掲げられました。それまでは、2050年までに温室効果ガスの半減が必要であるとされ、その場合、先進国は少なくとも80%の削減が必要であったことから、「低炭素社会」という言葉や「脱炭素社会」という言葉が同時に使われてきた面がありました。が、今後は、先進国のみならず世界全体でも、化石燃料の利用に関して、最終的には「脱炭素社会」を目指さなければならないという考え方が強まってきています。
地域森林計画対象民有林	森林法第5条に基づいて、都道府県が5年ごとに定める地域森林計画の対象となる民有林のことです。ここで言う「民有林」とは国が所有する国有林以外の森林を指し、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も「民有林」に含まれます。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超えている社会のことで、この割合は、老年人口(高齢者人口)÷総人口×100で求めることができます。国全体の高齢化率は、先進国の方が高く、発展途上国の方が低くなる傾向があります。高齢化率が高い国として、スウェーデン、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカなどがあげられますが、これらのどの国よりも、日本の高齢化率は高く、現在の日本は世界に先駆け、超高齢社会に突入しています。
長寿命化計画	長寿命化計画は、地方公共団体等における公共施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるように整理するものです。
透水性舗装	隙間の空いた舗装体を通して、雨水を地中に浸透させる又は一時貯留して蒸発によって排水する機能を持つ舗装のこと。降雨時の一時的な流出量の増大を大幅に緩和するとともに、地下水の涵養、舗装下の地中生態系の改善等の効果が期待されています。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。

【な行】

ナガエツルノゲイトウ	南アメリカ原産の多年草の水草で、河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆います。水陸両生のため、あぜや畑地にも侵入するとともに、茎はちぎれやすく、節や根から活発に再生し、拡散しやすい特徴を持つことから、外来生物法により、特定外来生物に指定されています。
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、今後相当長期にわたって総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域のことです。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業振興地域内において今後相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農振整備計画で用途(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を定めて設定する区域のことです。

【は行】

ヒートアイランド現象	都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象のこと。平面的に等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒート(熱)アイランド(島)という名称が付けられています。
ビオトープ	ドイツ語で生物を意味する bio(ビオ)と場所を示す top(トープ)を組み合わせた合成語です。生きものが生存できるような環境条件を備えた空間で、自然環境を保全・創造するための基本となる生きものの生息空間です。
フレイル	フレイルとは、加齢により心身の機能が低下して衰えた状態のことで、健康と要介護の中間の段階を指します。フレイルは、身体的側面と精神的側面、社会的側面とが互いに影響しあって進行すると言われ、健康寿命を延ばす観点から、フレイル予防(栄

養の摂取、適度な運動、社会参加)が重要とされています。

分散型社会

国内で人口や経済が地方にバランス良く分散している社会のこと。このような考え方が広まった背景には、日本では高度経済成長期より都市への人口集中が止まらず、地方の小さなまちや村では人口減少による人手不足と経済の弱体化が進んでいるという課題があったためです。

壁面緑化

建築物の壁面を植物で覆うこと。その他にも独立した垂直基盤の緑化やオブジェのようなものも存在します。壁面緑化は環境への配慮や修景を目的として行われます。環境への配慮の内容として、ヒートアイランド現象の軽減、気温上昇抑制、温度調整、照り返し防止、空気の浄化、壁面の劣化防止、冷暖房費の軽減、緑化面積の増加などがあります。また、修景により、まちなみの美化、景観を阻害するものの遮蔽、装飾、うるおい・やすらぎ感の向上などの効果があります。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

保護樹木

本市においては、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木のこと、県立明石高校のクスノキ等を指定しています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

【ら行】

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づいて緑地の保全又は緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意によって協定を結ぶ制度のこと。なお、1995年(平成7年)の同法改正により「緑化協定」が「緑地協定」と名称変更されました。

(2) 改定の経緯

年度	月	市民参画	検討委員会	建設企業 常任委員会
～2022 (R4)		アンケート (2021/6)		
2023 (R5)	4			
	5			
	6			6月議会(6/26)
	7			
	8			
	9			
	10		第1回検討委員会 (10/12)	
	11			
	12			
	1		第2回検討委員会 (1/19)	
	2	WS「みんなで明石の緑 を考えよう」(2/20)		
	3			
2024 (R6)	4			
	5		第3回検討委員会 (5/29)	
	6			
	7			
	8			
	9			9月議会(9/24)
	10			
	11			
	12			12月議会(12/12)
	1		第4回検討委員会 (1/14)	
	2			
	3	パブリックコメント (3/●-4/●)		3月議会(3/11)
2025 (R7)	4		第5回検討委員会 (4/●)	
	5			
	6			6月議会(6/●)
明石市みどりの基本計画 改定				

(3) 検討委員会 設置要綱・運営要領

明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を改定するため、明石市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 緑の基本計画の現状分析と課題の設定に関すること。
- (2) 緑の基本計画の改定素案に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 緑の基本計画改定素案の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 明石市連合まちづくり協議会を代表する者
- (3) 明石高年クラブ連合会を代表する者
- (4) 明石市連合PTAを代表する者
- (5) 多年にわたり緑化活動等を行っている市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項第3号に規定する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、市長が任命する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備室緑化公園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成8年12月11日制定)

附 則(平成22年7月15日改定)

附 則(平成27年5月18日改定)

附 則(令和5年6月22日改定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

明石市緑の基本計画改定検討委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づき、明石市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 個人情報の保護が損なわれる恐れがあると委員長が認める場合
- (2) 公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合

3 委員会の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(議事録)

第3条 委員長は議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時および場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他委員会において必要と認めた事項

2 議事録署名委員は2名とし、委員長が会議において指名する。

3 議事録は、委員会の庶務を担当する課において保管する。

4 議事録は、次の事項を除いて公開する。

- (1) 発言者の氏名
- (2) 発言者が識別され得ると委員長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正または円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める事項

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

(4) 検討委員会 構成員

(敬称略)

	氏 名	所属・役職	分野
委員長	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科(専門職) 教授	学識経験者
委員	角 野 康 郎	神戸大学 名誉教授	学識経験者
	大野 美代子	連合まちづくり協議会 役員	連合まちづくり協議会
	河 村 春 喜	高年クラブ連合会 会長	高年クラブ連合会
	丹 頂 淳 司	連合 PTA 会長	連合 PTA
	岡 本 泰 江	公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事	緑化活動
	水 野 幸 枝	大久保ダイヤハイツ花フレンズ	緑化活動
	越 智 恵 子	明石市民	公募市民
	櫻井 美予子	明石市民	公募市民

2023 年(令和 5 年)10 月 12 日時点

明石市みどりの基本計画



1999 年(平成 11 年)1 月 策定
2011 年(平成 23 年)3 月 改定
2025 年(令和 7 年)6 月 改定

発行・編集



明石市 都市局 都市整備室 緑化公園課
住宅・建築室 営繕課(イラスト協力)
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
Tel 078-918-5039



SDGs未来安心都市・明石
いばまでも すべての人に やさしいまちを みんなで

市民みんなで
つないでいこう
あかしのみどり

